

岩見沢市地域福祉計画

平成29年3月

岩見沢市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などの社会情勢の急激な変化、人々の価値観や生活様式の多様化など、地域福祉を取り巻く環境の変化に伴い、ニーズは多様化・複雑化し、複合的な課題を抱える世帯への対応など、対応が困難なケースが増加してきています。

これまで福祉サービスは、「高齢者、障がい者、子ども」といった対象者ごとのニーズに対して専門的なサービスを提供することで充実・発展してきましたが、そうした福祉サービスを提供する人材不足など、既存の福祉サービス提供体制においては、さまざまな課題が生じてきています。

岩見沢市では、「障がい者福祉計画」や「介護保険事業計画」、「子ども・子育てプラン」など、個別の計画に基づき、施策を展開しているところではありますが、だれもが、地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりが自分らしく、健康で明るく元気に、充実した生活を送るためには、住民相互の支え合いや助け合い、地域ぐるみの福祉活動、さらには、一人ひとりの生活課題を住民参加のもと、地域全体で解決していくといった地域福祉の役割が、ますます重要となってきました。

こうした背景を踏まえ、「人もまちも元気で健康に～だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを実現します～」を基本理念とする「岩見沢市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を着実に実行していくために、関係者の皆さまと連携しながら、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、市民のだれもが、地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりが自分らしく、健康で明るく元気に、充実した生活を送ることができるまちづくりを目指してまいりますので、市民の皆さま一人ひとりのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定に向けてご審議をいただいた岩見沢市地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケートなどにより貴重なご意見をいただきました市民の皆さまや関係各位に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

岩見沢市長

松 野 哲

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 地域福祉計画とは.....	1
2 計画策定の趣旨.....	3
3 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	8
5 策定体制.....	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	10
1 岩見沢市の概況.....	10
2 福祉サービスを必要とする人.....	15
3 市民アンケート調査結果から導かれる課題.....	21
第3章 計画の理念と目標.....	33
1 基本理念.....	33
2 計画目標.....	33
3 計画の体系.....	34

第4章 施策の展開	35
1 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	35
2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり	40
3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり	45

第5章 計画の継続的な推進と評価	50
1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進	50
2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進	51
3 計画の進捗状況の把握と評価	51
4 財政基盤の確立	51

資料編

1 計画策定の経過	54
2 岩見沢市地域福祉計画策定委員会	55
3 岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議	63
4 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（抜粋）	65

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、福祉サービスを提供する事業者、行政等が協力して、地域福祉を推進することを目的として定める計画です。

平成12年に改正された社会福祉法で、地域福祉の推進が掲げられ、地域福祉計画についての規定が設けられました。

その後、地域福祉を取り巻く状況の変化に応じて、各通知に基づき、地域福祉計画に盛り込むべき内容が追加され、地域福祉計画の重要性は年々高まっています。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

・要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認

(「市町村地域福祉計画の策定について」平成19年8月10日社援発第0810001号社会・援護局長通知より抜粋)

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護支援にも資するものである。

・高齢者等の孤立の防止

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定及び見直し等について」平成22年8月13日社援地発第0813第1号社会・援護局地域福祉課長通知より抜粋)

全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところである。

市町村地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりにも資するものである。

・生活困窮者自立支援方策

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」平成26年3月27日社援0327発第13号社会・援護局長通知より抜粋)

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、この生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。

2 計画策定の趣旨

これまで福祉サービスは高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、充実・発展してきました。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、対象者ごとの各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、複合的な課題を抱える世帯への対応や制度が対象としていない生活課題への対応など、ニーズは多様化・複雑化してきており、既存の縦割りのシステムにはさまざまな課題が生じています。

また、人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくために、行政やサービス提供側の人材確保も重要な検討課題となっています。

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできるまちを実現する必要があります。

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを目指し、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの垣根を超えて、必要な福祉サービス等を提供し生活を「ささえる福祉」、障がいの有無や年齢等に関わらず人と人が「つながる福祉」、福祉を高めるため市民自らが「さんかする福祉」に基づいた、「地域共生社会」を実現するため、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで互いに力を合わせる関係をつくるとともに、地域の状況に合わせて、適切な福祉サービスの提供体制を構築するなど、「自助」「互助・共助」「公助」を包括的かつ重層的（※）に組み合わせた、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める、岩見沢市地域福祉計画を策定します。

※包括的かつ重層的：

困りごとに対する支援のニーズが複雑化・複合化する中、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような課題に対応するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、まち全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備することが求められています。本計画では、分野を問わず、様々な支援を一体的に行うことを、「包括的かつ重層的」という言葉で表現しています。

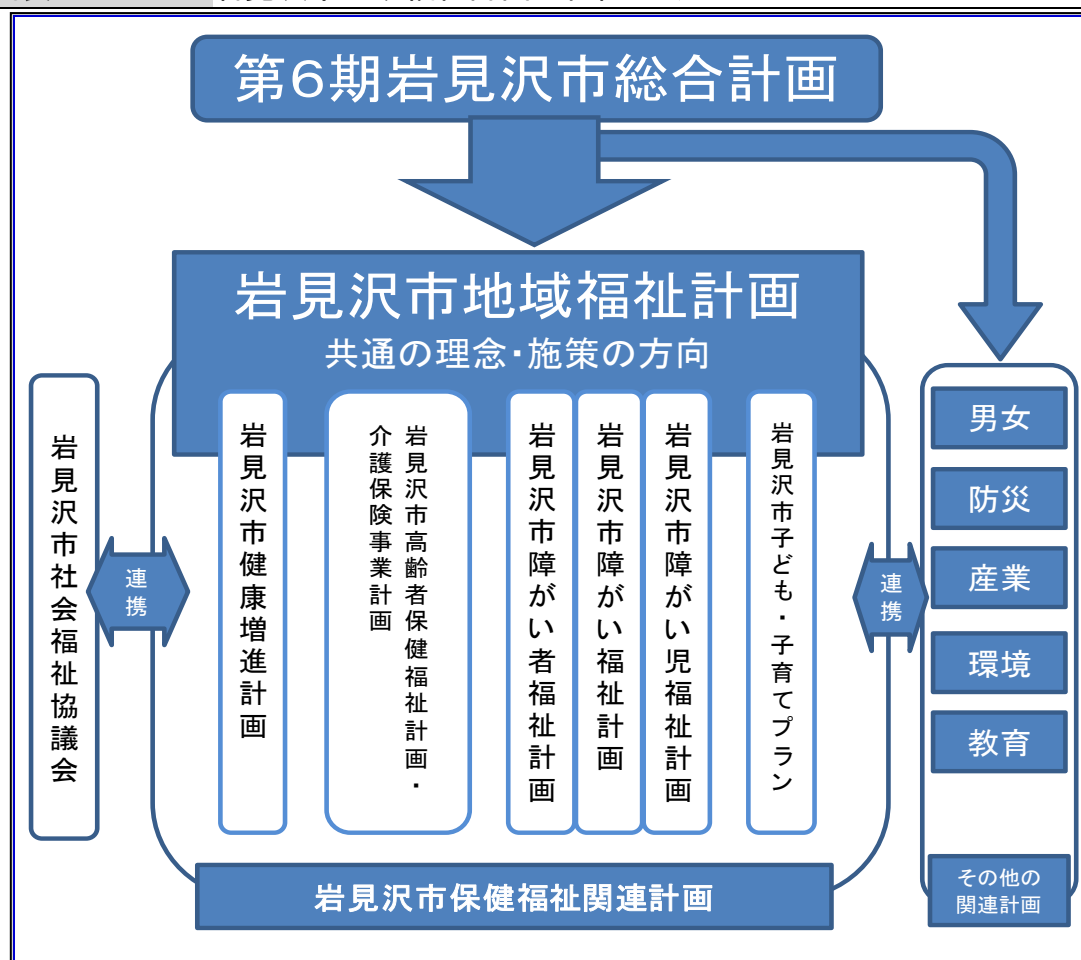
3 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ

岩見沢市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、（１）第6期岩見沢市総合計画に掲げる将来の都市像「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」の実現に向けて、地域福祉分野の施策を具体化するための計画です。

また、（２）保健福祉関連分野の各種計画（「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市高齢者保健福祉計画」、「岩見沢市介護保険事業計画」、「岩見沢市障がい者福祉計画」、「岩見沢市障がい福祉計画」、「岩見沢市障がい児福祉計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」）に基づく施策を総合的に推進するための理念と地域福祉の推進のために必要な個別施策の展開を内容とします。

さらに、地域の福祉活動の拠点である岩見沢市社会福祉協議会と相互に連携して展開される計画です。

図表 1－3－1 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ



(1) 第6期岩見沢市総合計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）

第6期岩見沢市総合計画は、「市民主体による協働のまちづくり」、「地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり」、「次世代につなげる持続可能なまちづくり」を基本的な視点として、将来の都市像を「人と緑とまちがつながりともに育み未来をつくる 健康経営都市」と定め、その実現に向けた6つの基本目標に沿って、まちづくりを進めています。

- 基本目標1 地域で支え合う 安心・安全なまち
- 基本目標2 みんなが健康で元気に暮らせるまち
- 基本目標3 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち
- 基本目標4 豊かな心と生きる力をはぐくむまち
- 基本目標5 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち
- 基本目標6 市民とともに創る 持続可能で自立したまち

(2) 保健福祉関連分野の各種計画

岩見沢市における保健福祉関連分野の各種計画の概要（基本理念等）は、次のとおりです。

岩見沢市健康増進計画

[計画期間：平成27年度～令和4年度]

【基本理念】

すべての市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりへの取り組みを進め、すこやかに産み育てる社会環境を整備するとともに、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるまちづくり

【基本目標】

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、生活の質の向上を目指し、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図り、「健康寿命の延伸」の実現

【活動方針】

「健康寿命の延伸」を総合的かつ効果的に展開するため、「市民や企業、団体と連携した主体的・積極的な取り組みの推進」を活動方針とした健康づくりの推進

岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 8 期）

[計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度]

【基本理念】

人もまちも元気で健康に

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを実現します

【基本方針】

住み慣れた地域で共に支え合い、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

【2025 年、2040 年に向けた課題】

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②介護保険制度持続可能性の確保

【基本目標】

①住み慣れた地域での安全・安心な継続した生活の実現、②健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現、③介護保険制度の円滑な運営

岩見沢市障がい者福祉計画（第 3 期）

[計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度]

【基本理念】

だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり

【基本目標】

①地域における生活支援体制の充実、②障がい児支援体制の充実、③自立と社会参加の促進、④バリアフリーの地域づくりの実現

【9 つの施策】

①生活支援、②保健・医療、③療育・教育、④地域移行、⑤社会参加、⑥就労支援、⑦権利擁護・理解の促進、⑧生活環境、⑨情報・コミュニケーション

岩見沢市障がい福祉計画（第6期）、岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）

[計画期間：令和3年度～令和5年度]

【基本理念】

①障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援、②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施、③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、④地域共生社会の実現に向けた取組み、⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援、⑥障がい福祉人材の確保、⑦障がいのある方の社会参加を支える取組み

【基本目標】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行目標、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行目標、⑤障がい児支援の提供体制の整備目標、⑥相談支援体制の充実・強化、⑦障害福祉サービス等の質の向上

岩見沢市子ども・子育てプラン（第2期）

[計画期間：令和2年度～令和6年度]

【基本理念】

ひとの絆で紡ぐ 笑顔の輪

【基本的な考え方】

①子どもを支える、②子育てを支える

【3つの視点】

①命と健康を守る「安全」、②子どものいる暮らしを思い描ける「安心」、③子育てを楽しむ「笑顔」

【基本目標】

①幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援、②子どもと保護者の健康の確保・増進、③子どもの教育とあそび環境の充実、④安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、⑤児童虐待の防止、⑥子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援

4 計画期間

計画期間は平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間とします。

図表 1－4－1 計画期間

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度						
新岩見沢市総合計画 (平成20～29年度)												岩見沢市総合計画 (平成30～令和9年度:第6期)											
												岩見沢市地域福祉計画 (平成29～令和5年度)											
												岩見沢市健康増進計画 (平成27～令和4年度)											
岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成18～20年度: 第3期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成21～23年度: 第4期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成24～26年度: 第5期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成27～29年度: 第6期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成30～令和2年度: 第7期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (令和3～5年度: 第8期)								
岩見沢市障がい者福祉計画 (平成17～26年度:第1期)												岩見沢市障がい者福祉計画 (平成27～令和2年度:第2期)						岩見沢市障がい者福祉計画 (令和3～8年度:第3期)					
岩見沢市障がい 福祉計画 (平成18～20年度:第1期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成21～23年度:第2期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成24～26年度:第3期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成27～29年度:第4期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成30～令和2年度:第5期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (令和3～5年度:第6期)								
												岩見沢市障がい児 福祉計画 (平成30～令和2年度:第1期)			岩見沢市障がい児 福祉計画 (令和3～5年度:第2期)								
岩見沢市子ども・子育てプラン (平成27～令和元年度:第1期)												岩見沢市子ども・子育てプラン (令和2～6年度:第2期)											

5 策定体制

地域福祉計画の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要になることから、下記のとおり、策定委員会との連携や市民アンケートの実施等を踏まえて、計画を策定しました。

(1) 岩見沢市地域福祉計画策定委員会

地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、市民の主体的な参加による意見を反映させるため、有識者、市内の各福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者、公募により選任された市民17人によって構成される「岩見沢市地域福祉計画策定委員会」において、計画策定に向けた検討を行いました。

(2) 岩見沢市地域福祉計画策定庁内連携会議

地域福祉計画は福祉、保健、医療、教育、住宅、就労、防災、まちづくりなど様々な分野に関連することから、行政の関係部門が連携し、多角的な視点から策定を行う必要があるため、「岩見沢市地域福祉計画策定庁内連携会議」（委員長：健康福祉部長）を庁内に設置し、計画策定に向けた検討を行いました。

(3) 岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」調査

市民の地域での活動の状況や感じている地域課題等について把握し、計画策定や今後の施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査の調査票を郵送により発送・回収することにより実施しました。

○対象：平成28年8月1日現在、岩見沢市内に在住の18歳以上の市民3,000人

○調査期間：平成28年9月16日（金）～平成28年9月30日（金）

○回収結果：有効回答数1,472件（回収率49.1%）

(4) 岩見沢市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント

計画策定にあたり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施しました。

○実施期間：平成29年2月6日（月）～平成29年2月20日（月）

○提出意見：8件（うち2件については計画へ反映）

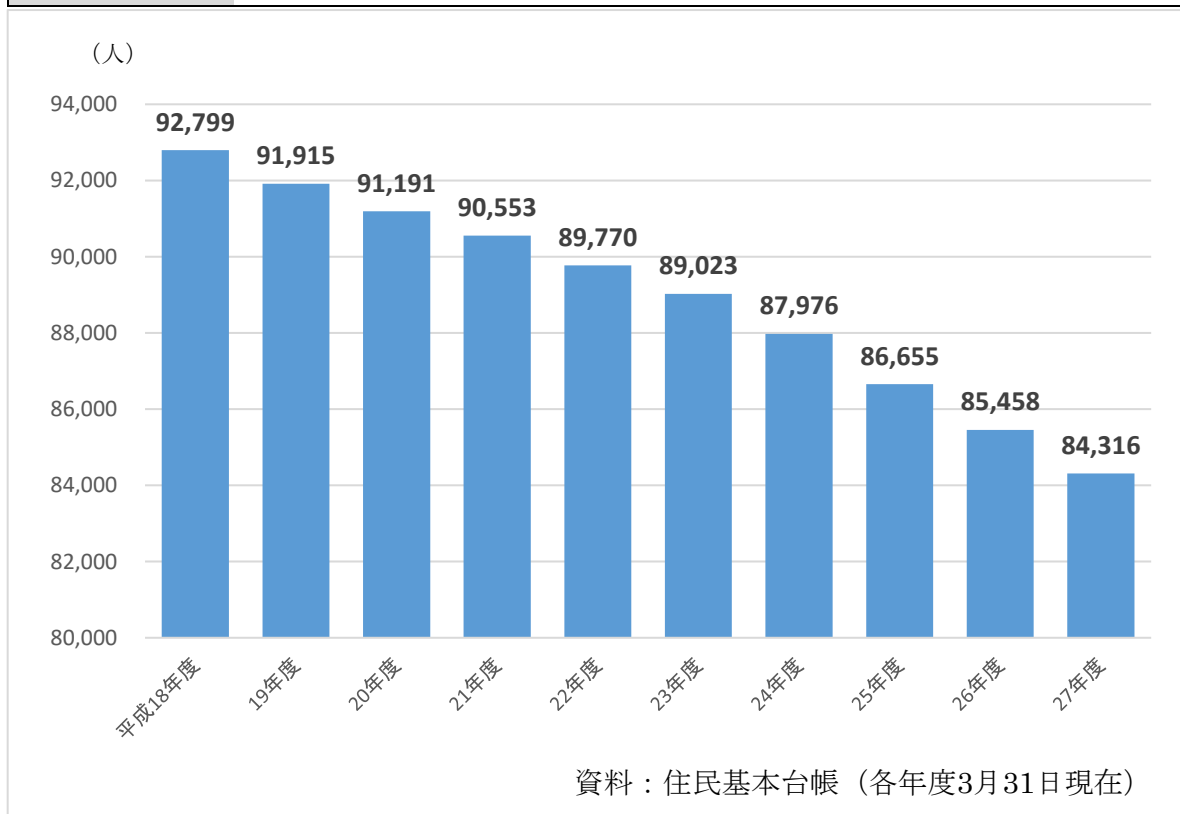
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 岩見沢市の概況

(1) 人口

平成28年3月31日現在の人口は84,316人で、近年、減少を続けており、市町村合併後の平成18年から平成27年までの10年間に8,483人減少しています。

図表2-1-1 人口の推移

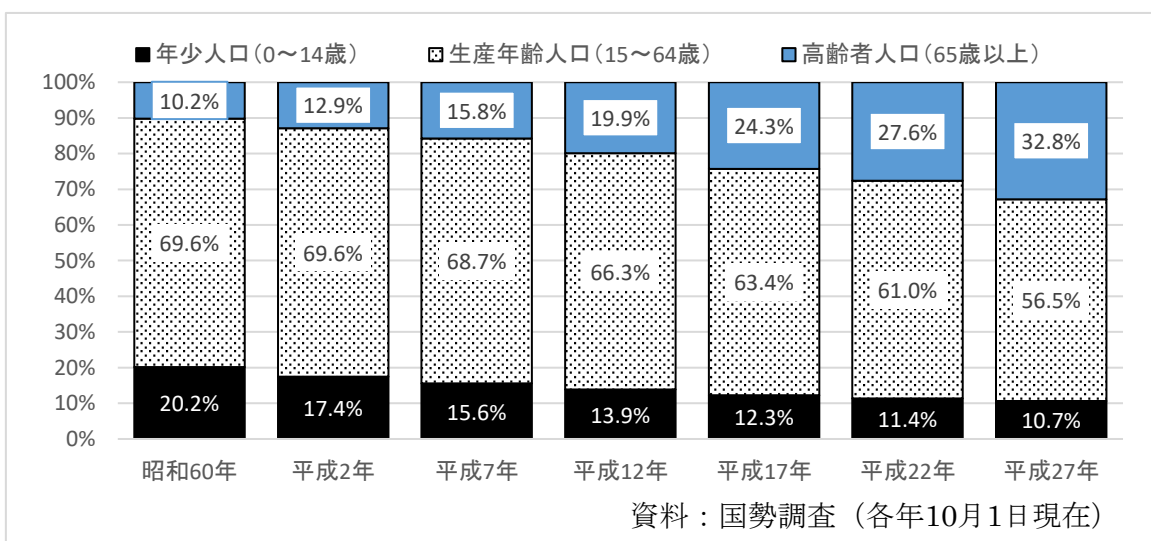


(2) 年齢構成

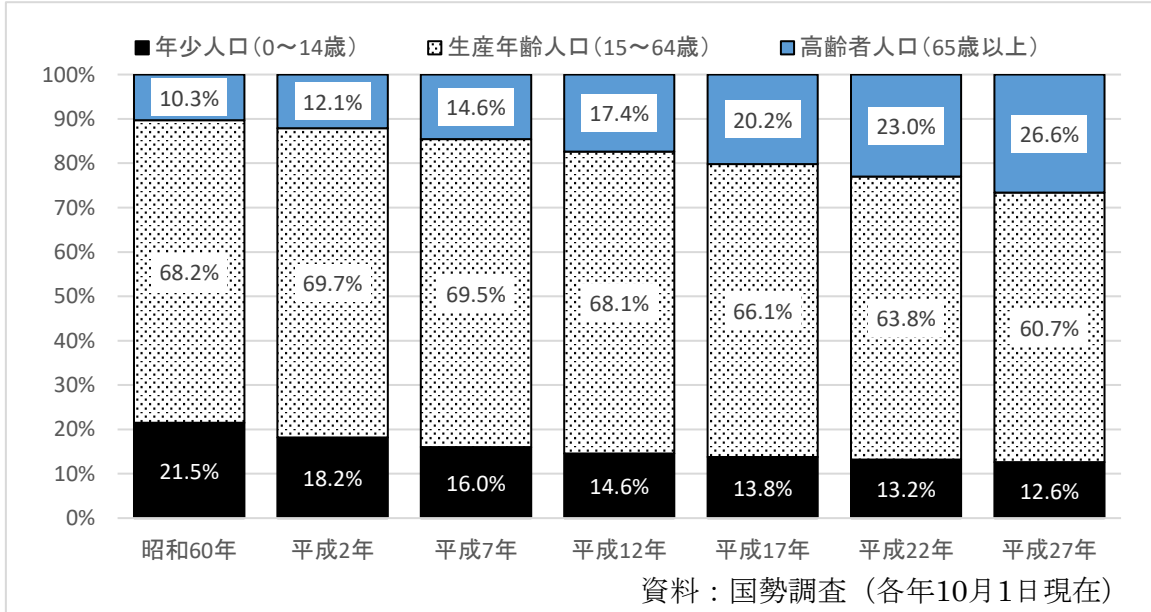
年齢階層別の人口を全国の状況と比較してみると、平成27年では、高齢者人口の割合は32.8%で、全国の26.6%よりも6.2ポイント高く、年少人口の割合は10.7%で、全国の12.6%よりも1.9ポイント低くなっています。

高齢者人口割合、年少人口割合からみると、岩見沢市は全国平均より高齢化が進んでいるまちであるといえます。

図表2-1-2 年齢階層別人口割合の推移（岩見沢市）



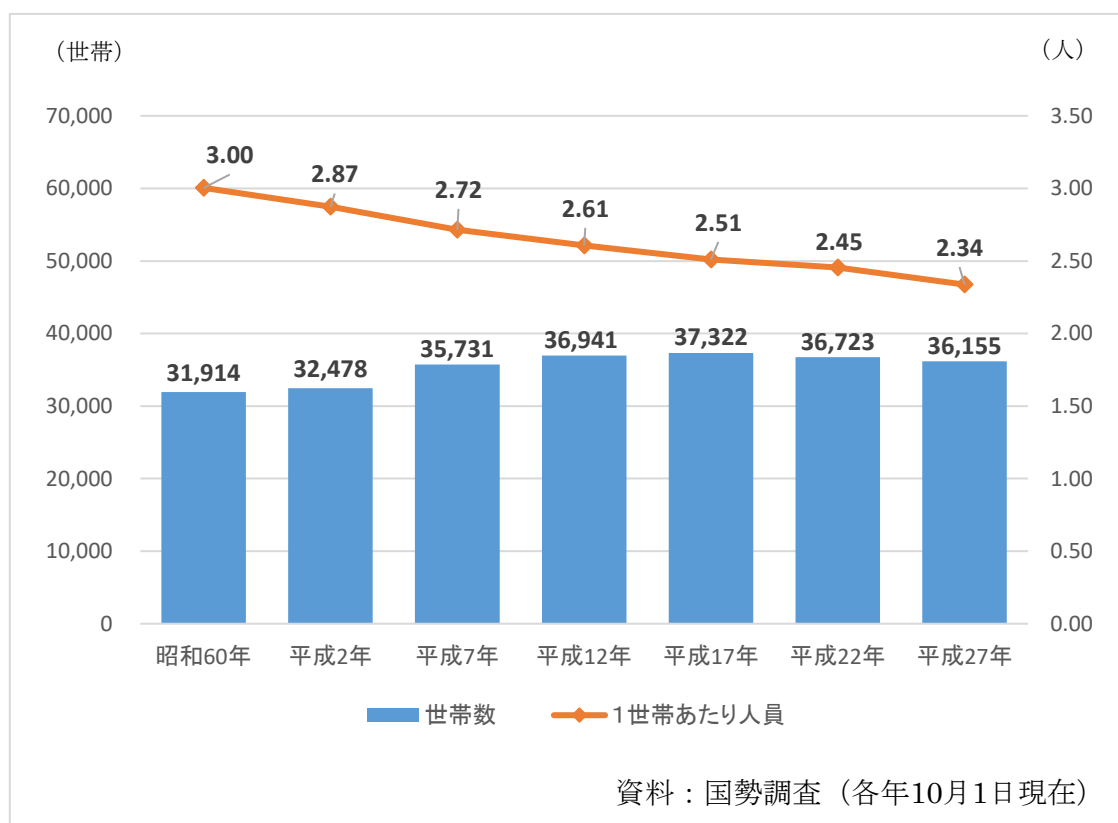
図表2-1-3 年齢階層別人口割合の推移（全国）



(3) 世帯数

世帯数は、昭和60年には31,914世帯だったものが、平成27年には36,155世帯となり、4,241世帯増加しています。しかしながら、1世帯あたり人員は3.00人から2.34人へと減少し、一人暮らし世帯、核家族世帯等が増えていることがうかがえます。

図表2-1-4 世帯数及び1世帯あたり人員

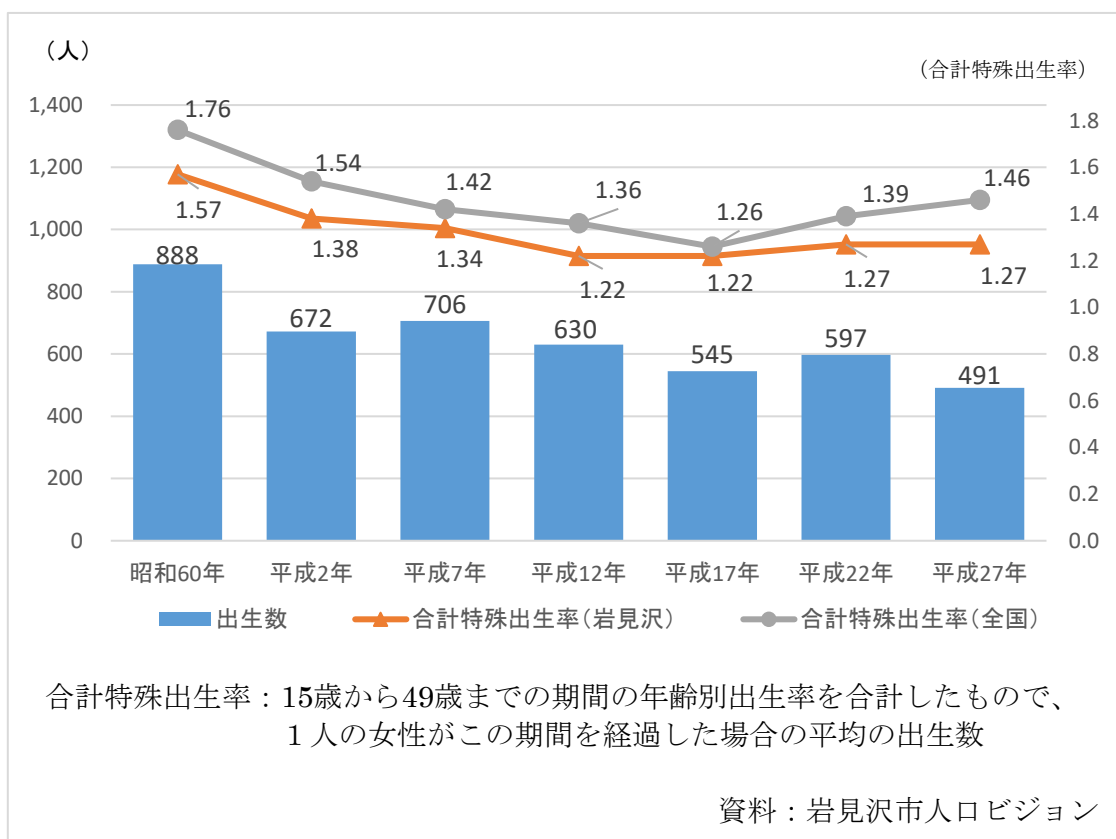


(4) 出生数及び合計特殊出生率

出生数は、昭和60年に888人だったものが、平成27年には491人となり、397人減少しています。

また、出生率を全国の状況と比較してみると、各年とも低く、平成27年では、全国の1.46よりも0.19ポイント低くなっています。

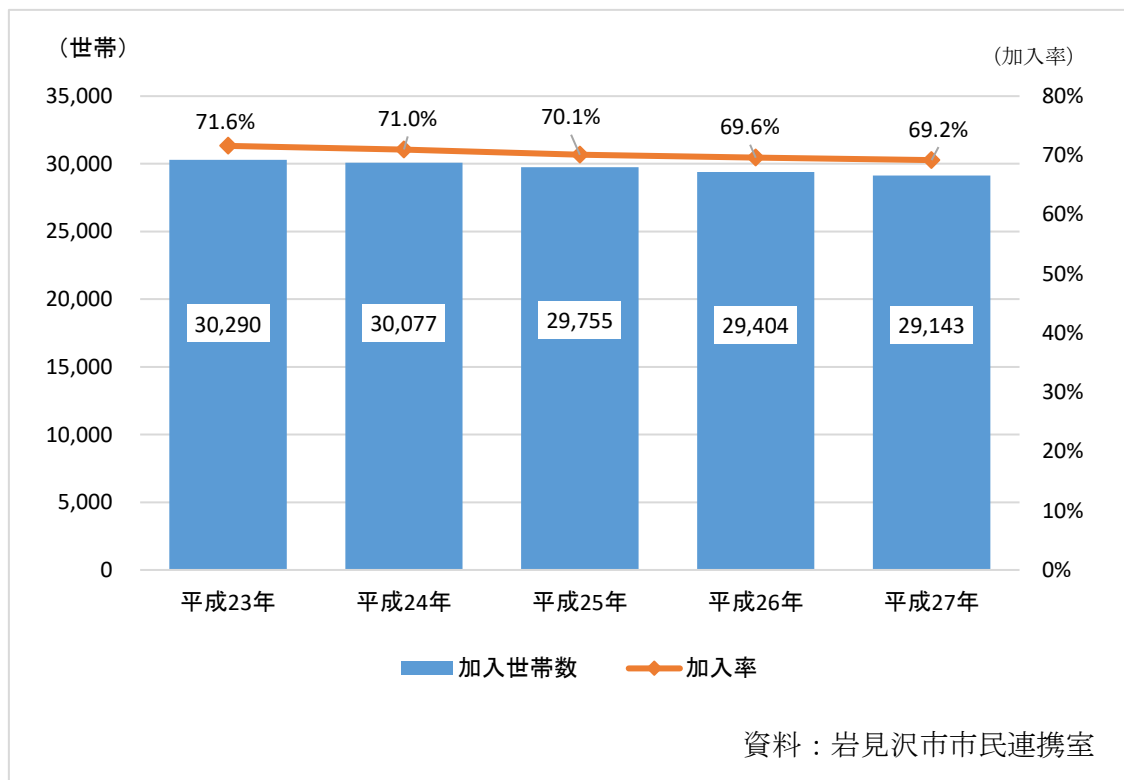
図表2-1-5 出生数及び合計特殊出生率



(5) 町会・自治会への加入状況

町会・自治会への加入状況は全世帯の約7割が加入しています。
一方、町会・自治会への加入世帯数、加入割合ともに年々低下しています。

図表2-1-6 町会・自治会加入世帯数の推移



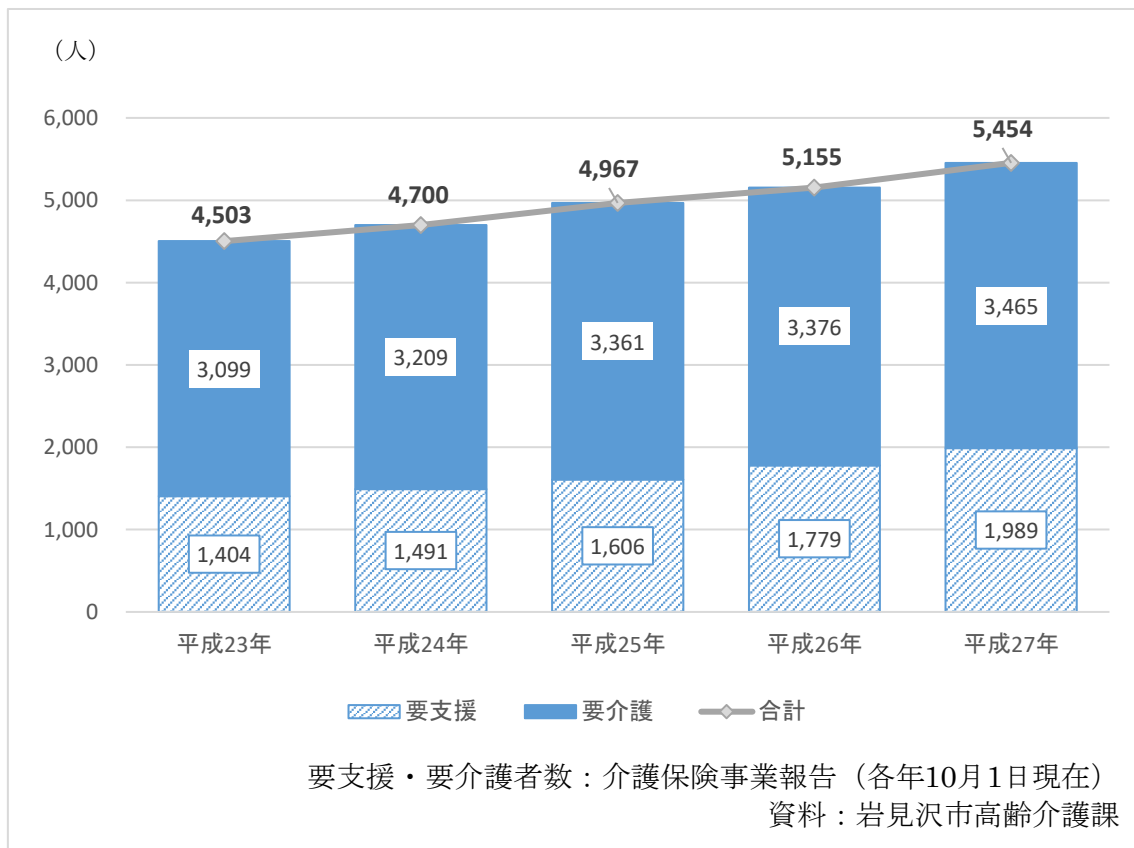
2 福祉サービスを必要とする人

(1) 要支援・要介護者

高齢者の増加に伴い、介護保険制度における要支援・要介護者数も年々増加しています。

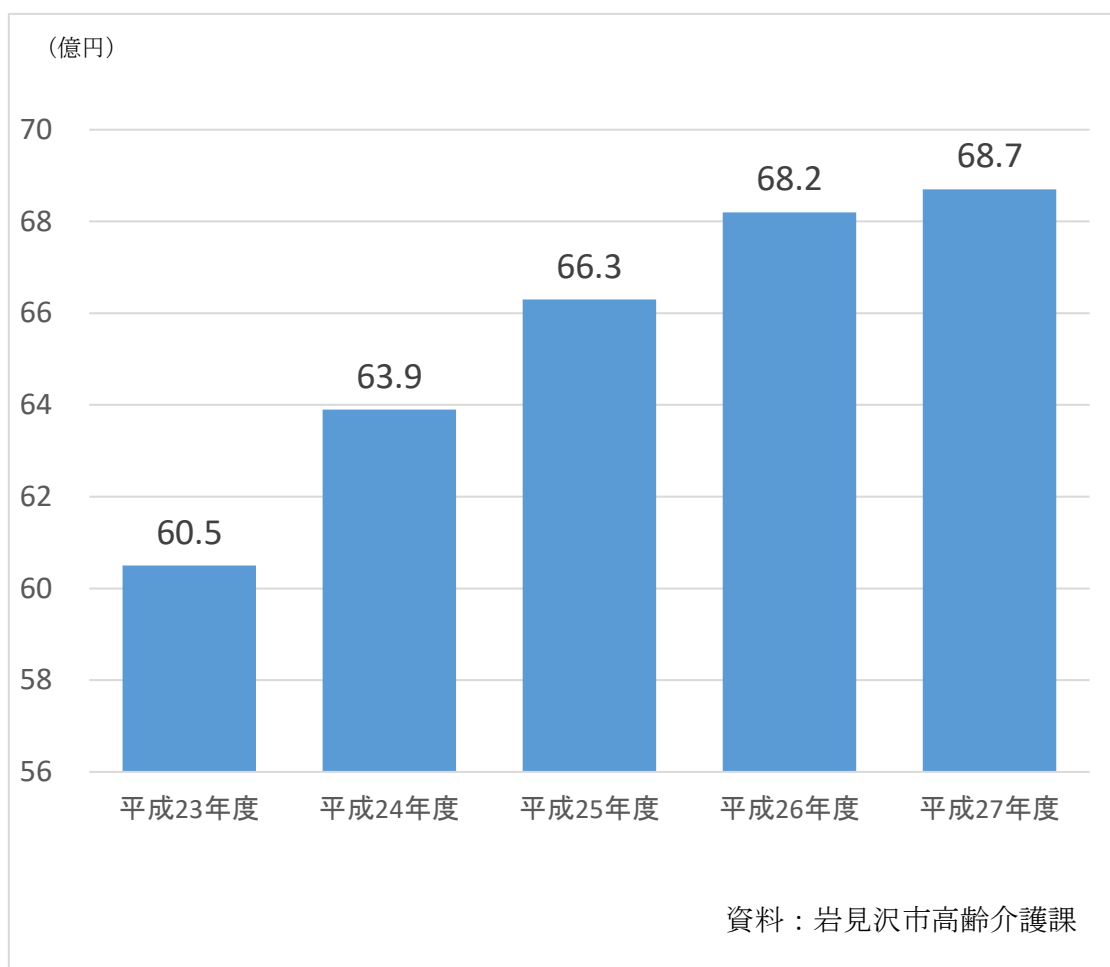
要支援・要介護者数は、平成23年には4,503人だったものが、平成27年には5,454人と、951人増加しています。

図表2-2-1 要支援・要介護者数の推移



また、要支援・要介護者の増加に伴い、介護保険サービスにかかる介護給付費は年々増加しています。平成23年には、60.5億円であったのが、平成27年には、68.7億円となり、8.2億円増加しています。

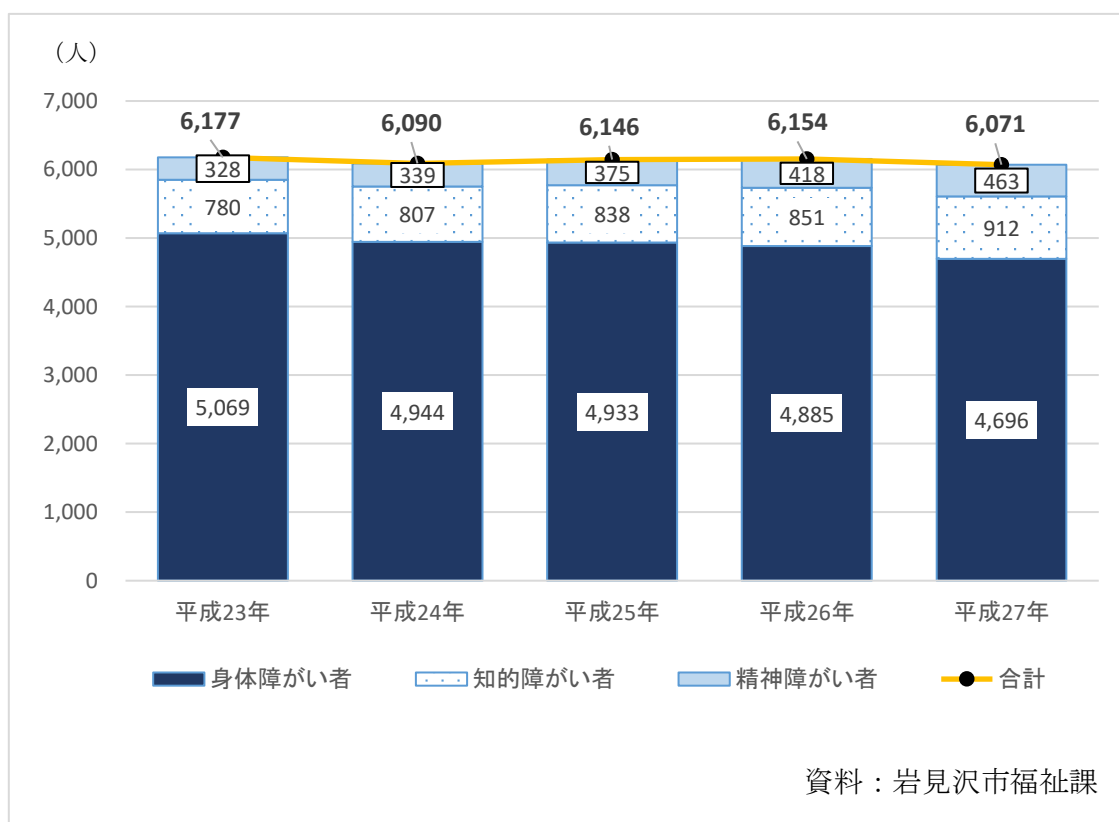
図表2-2-2 介護給付費の推移



(2) 障がい者

障がい者数（障害者手帳所持者数）は、身体障がい者は減少している一方、知的障がい者、精神障がい者は、年々増加しています。

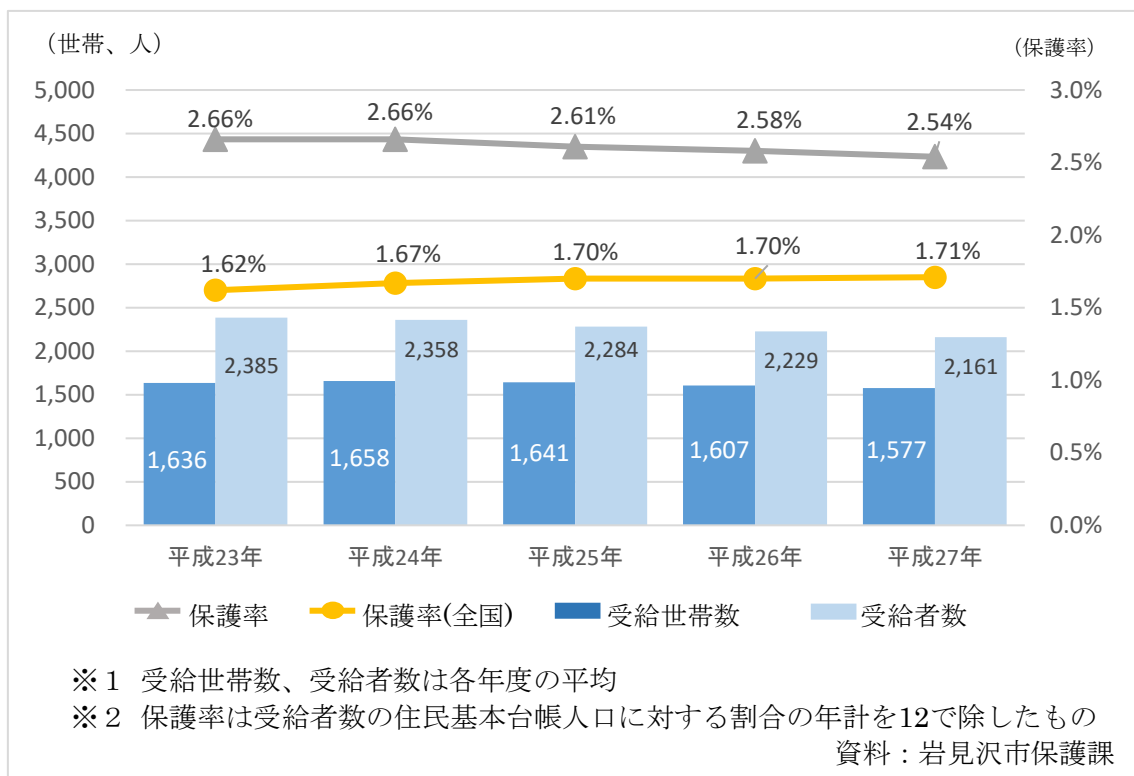
図表 2-2-3 障がい者数の推移



(3) 生活保護受給者

生活保護受給者は、受給者数及び世帯数ともに、年々減少しています。保護率は、平成23年に2.66%だったものが、平成27年には2.54%と0.12ポイント低くなっています。

図表2-2-4 生活保護受給者の推移



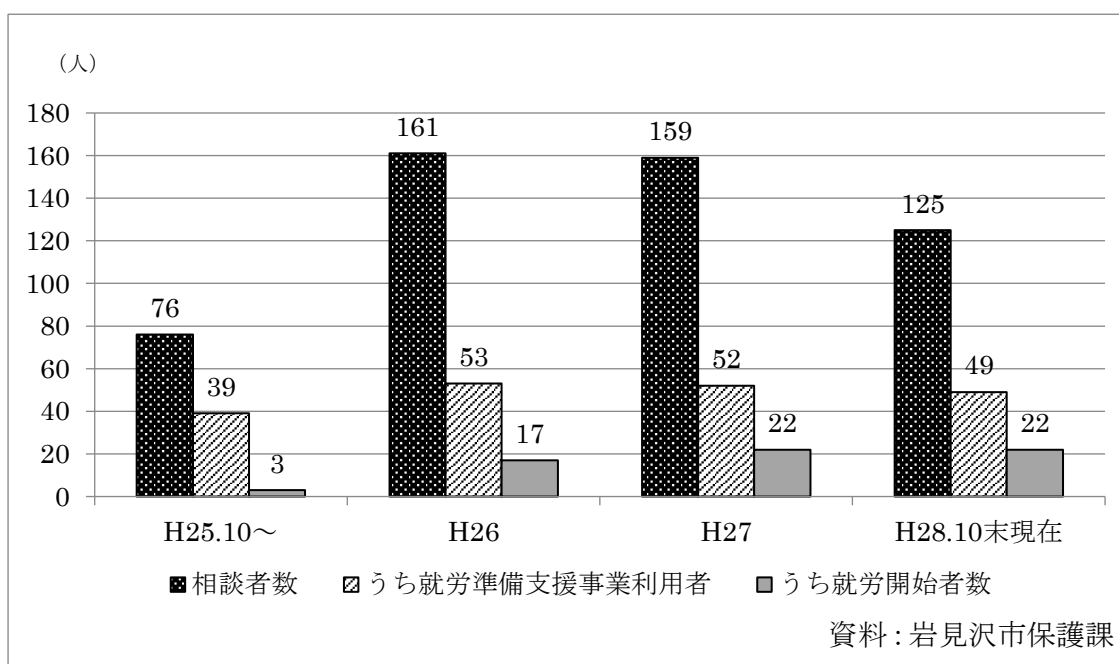
(4) 生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、平成25年10月から全国に先駆けて国のモデル事業実施自治体として「岩見沢市生活サポートセンターりんく」を開設し、生活困窮者の自立の促進に向けて支援しています。

岩見沢市生活サポートセンターりんくでは、相談者の生活や就労に関する困りごとの解決に向けた支援や、ひきこもり、他者とのコミュニケーションが苦手、学び直しが必要な人に対し、就労に向けた訓練を実施しています。

相談者数や就労開始者数は年々増加傾向にあり、相談者の就労支援の取組みを強化するため、平成28年度から無料職業紹介所の業務を行い、相談者に合った企業や相談者を理解した企業を開拓することで、生活困窮者の自立支援に対する取組みが進んでいることがうかがえます。

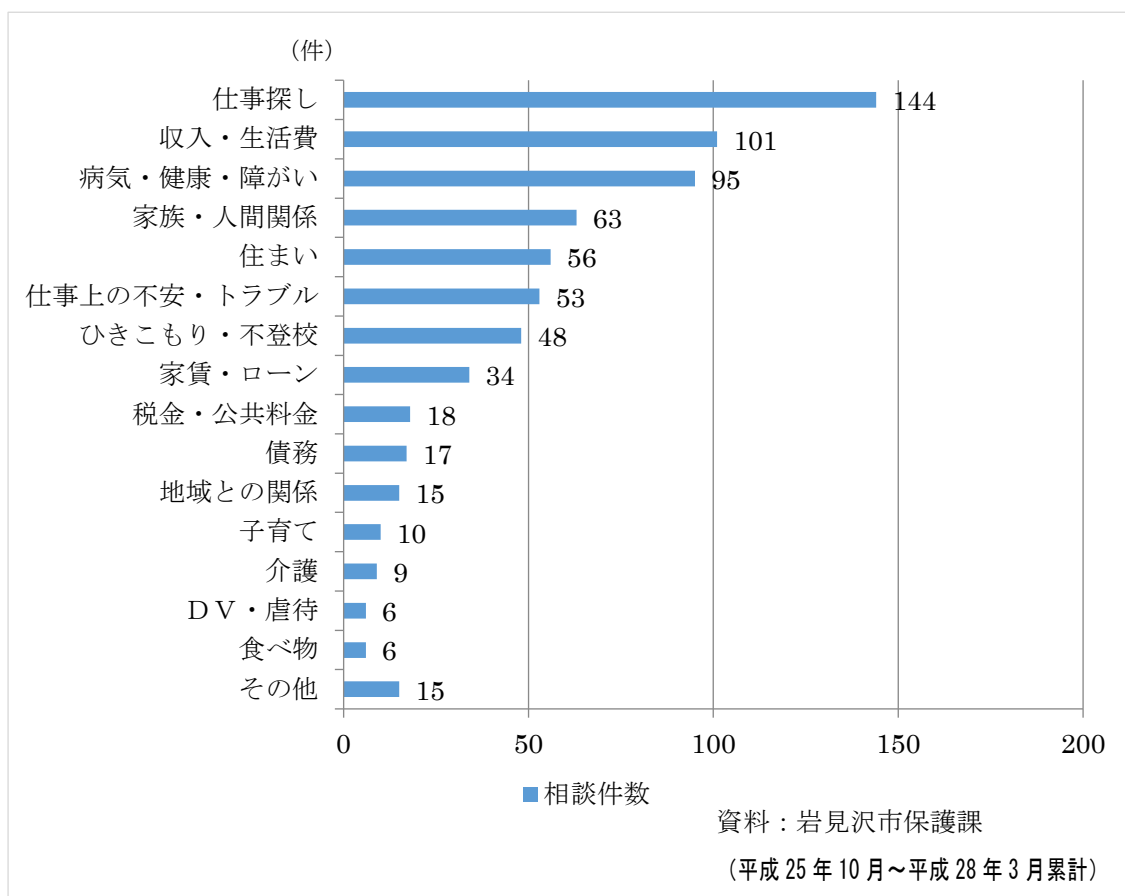
図表2-2-5 生活困窮者の相談者数（岩見沢市生活サポートセンターりんく）



また、岩見沢市生活サポートセンターりんくへの相談内容は、「仕事探し」「収入・生活費」「病気・健康・障がい」についての相談が多く、これらの相談に対応するため、無料職業紹介所として、相談者に合った企業や相談者を理解した企業を開拓し長期就労につなげています。

また、「病気・健康・障がい」について相談された方への就労支援として、福祉的就労先企業にも適切につなげています。

図表 2－2－6 生活困窮者の相談内容・件数（岩見沢市生活サポートセンターりんく）



3 市民アンケート調査結果から導かれる課題

岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」調査（平成28年9月）の結果から、岩見沢市の地域福祉活動の現状と課題について考察します。

（以下、枠線で囲まれている内容は「岩見沢市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査報告書」（平成29年2月）より一部抜粋 ※図表番号については、本計画に合わせて修正しています。）

（1）身のまわりや地域活動について

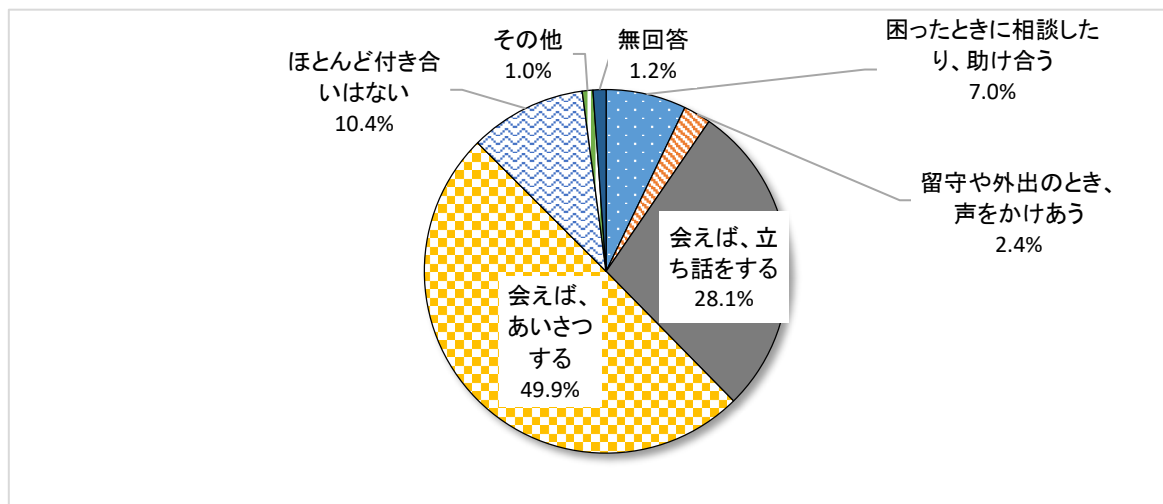
① 近所付き合い

近所付き合いについては、「会えば、あいさつする」程度の市民が約半数であり、「困ったときに相談したり、助け合う」、「留守や外出のとき、声をかけあう」程度の付き合いのある市民は1割程度しかいないことがわかりました。さらに、「ほとんど付き合いはない」という市民もあり、近所付き合いの希薄性といった課題があることがうかがえます。

近所付き合いについては、「会えば、あいさつする」が49.9%と最も高く、次いで「会えば、立ち話をする」が28.1%、「ほとんど付き合いはない」が10.4%となっている。

図表2-3-1 近所の人との付き合いの状況（N=1,472）

（図表中の「N」は有効回答数を表しています。以降、同じ。）

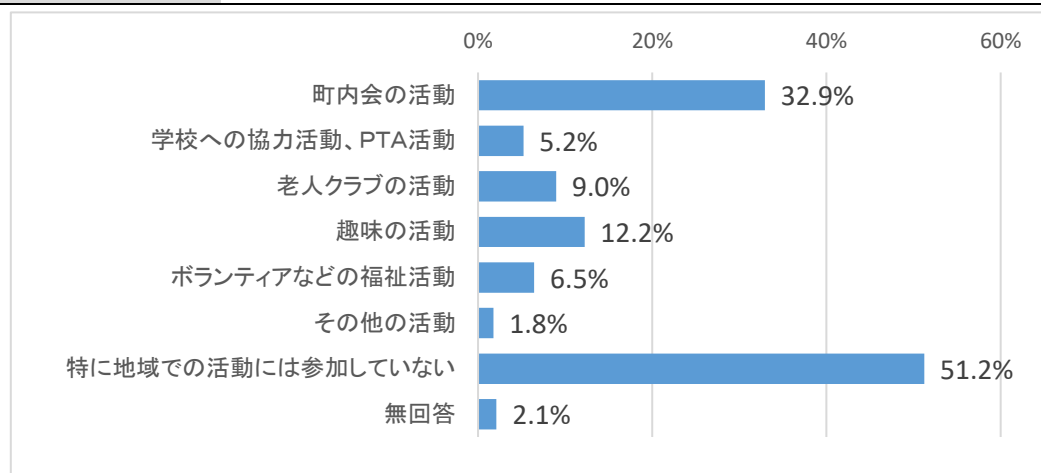


② 地域活動等への参加

地域活動への参加状況については、「特に地域での活動には参加していない」市民が半数以上であり、地域活動への参加が活発とはいえない状況であることがうかがえます。

地域活動への参加状況については、「特に地域での活動には参加していない」が 51.2% と最も高く、次いで「町内会の活動」が 32.9%、「趣味の活動」が 12.2%であった。

図表 2－3－2 地域活動への参加状況（N=1,472、複数回答）



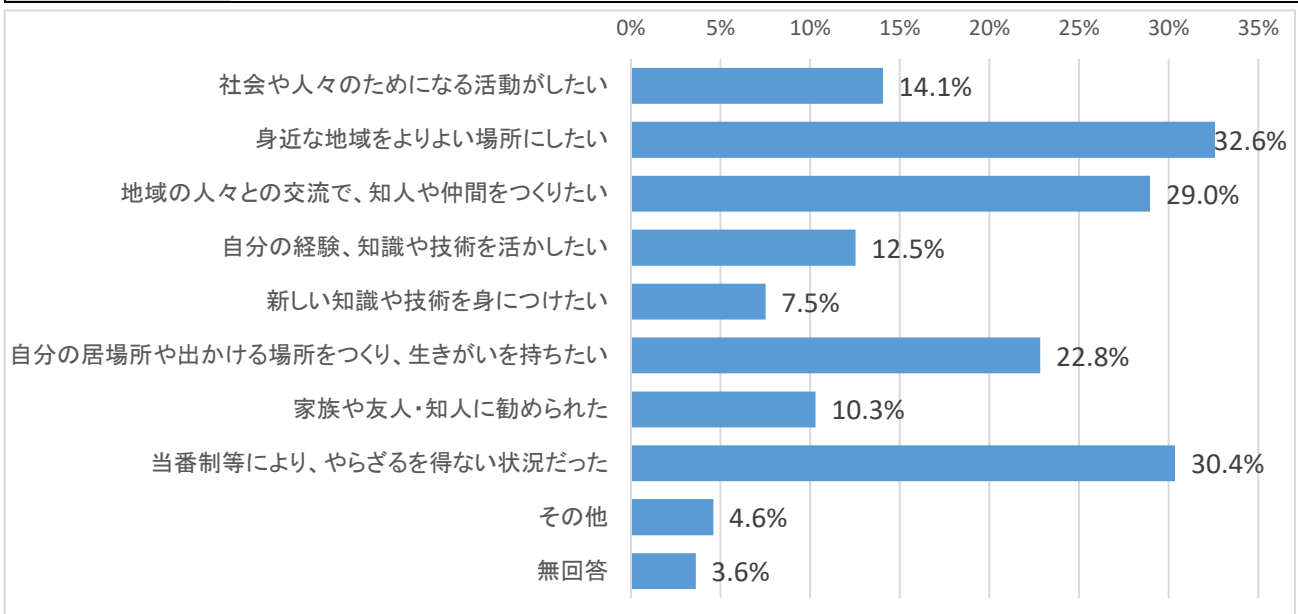
③ 地域活動に参加したきっかけ・参加していない理由

地域活動に参加したきっかけとして、「身近な地域をよりよい場所にしたいから」、「地域の人々との交流で、知人や仲間をつくりたいから」という積極的な理由で、地域活動に参加している市民がそれぞれ 3 割前後いる一方で、「当番制等により、やらざるを得ない状況だったから」という理由で、やむを得ず地域活動へ参加している市民もまた 3 割程度いることがわかります。

また、地域活動に参加していない理由として、「参加するのは面倒である」という市民がいる一方で、「日々の生活で精いっぱいである」、「活動の時間帯が合わない」、「自分の体力に自信がない」という回答が上位を占めていることから、地域活動に興味がない訳ではないが、なかなか参加には至らないといった課題があることがうかがえます。

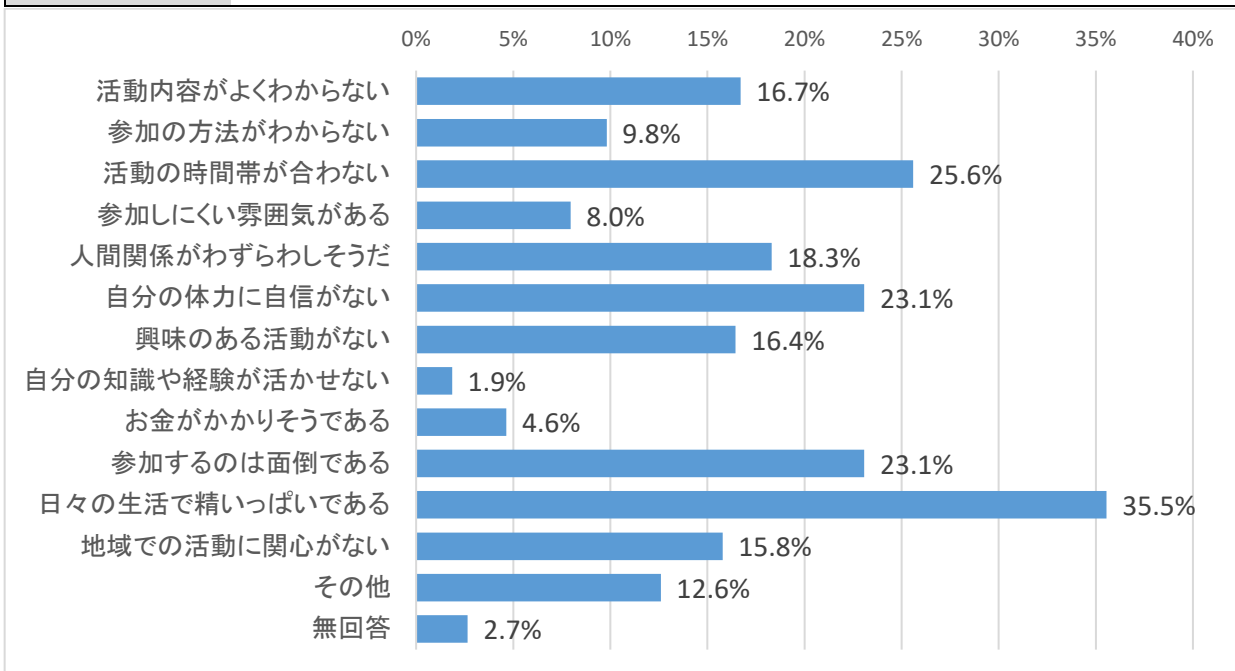
地域活動に参加したきっかけについては、「身近な地域をよりよい場所にしたいから」が32.6%と最も高く、次いで「当番制等により、やらざるを得ない状況だったから」が30.4%、「地域の人々との交流で、知人や仲間をつくりたいから」が29.0%、「自分の居場所や出かける場所をつくり、生きがいを持ちたいから」が22.8%であった。

図表 2－3－3 地域活動に参加したきっかけ (N=718、複数回答)



地域活動に参加していない理由については、「日々の生活で精いっぱいである」が35.5%と最も高く、次いで「活動の時間帯が合わない」が25.6%、「自分の体力に自信がない」、「参加するのは面倒である」が共に23.1%となっている。

図表 2－3－4 地域活動に参加していない理由 (N=754、複数回答)



(2) 関心のあることについて

① 「現在、困っていること」と「将来、心配なこと」

現在、困っていることとして、「除排雪に関すること」、「自分の健康に関すること」、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」に高い関心があることがわかります。

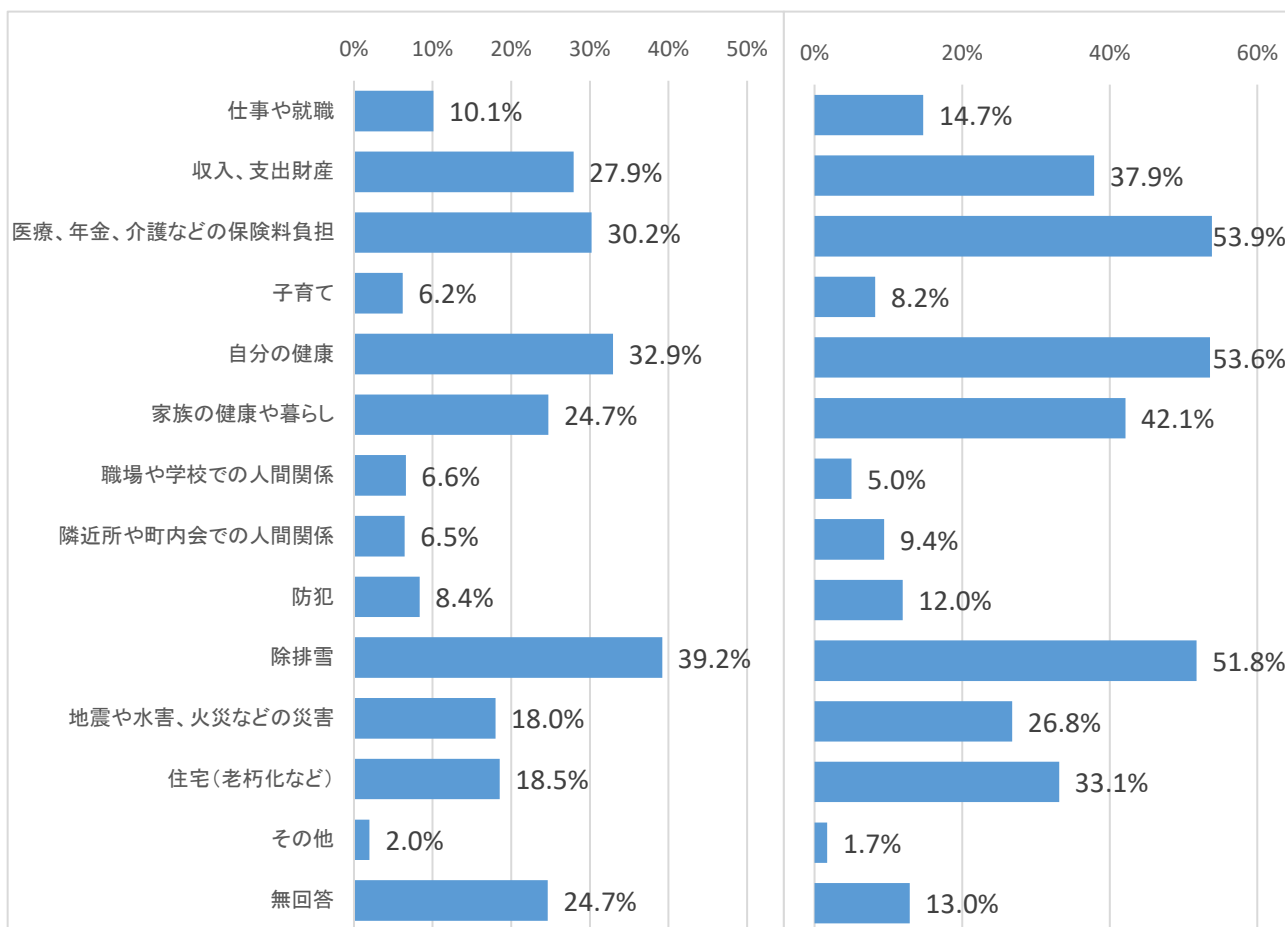
また、将来、心配なこととしては、上記の項目に加えて、「家族の健康や暮らしに関すること」についても関心が高くなる傾向がうかがえます。

現在、困っていることとしては、「除排雪に関すること」が39.2%と最も高く、次いで「自分の健康に関すること」が32.9%、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」が30.2%であった。

将来、心配なこととしては、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」が53.9%と最も高く、次いで、僅差で「自分の健康に関すること」が53.6%、「除排雪に関すること」が51.8%、「家族の健康や暮らしに関すること」が42.1%であった。

図表2-3-5 現在、困っていること

将来、心配なこと (N=1,472、複数回答)



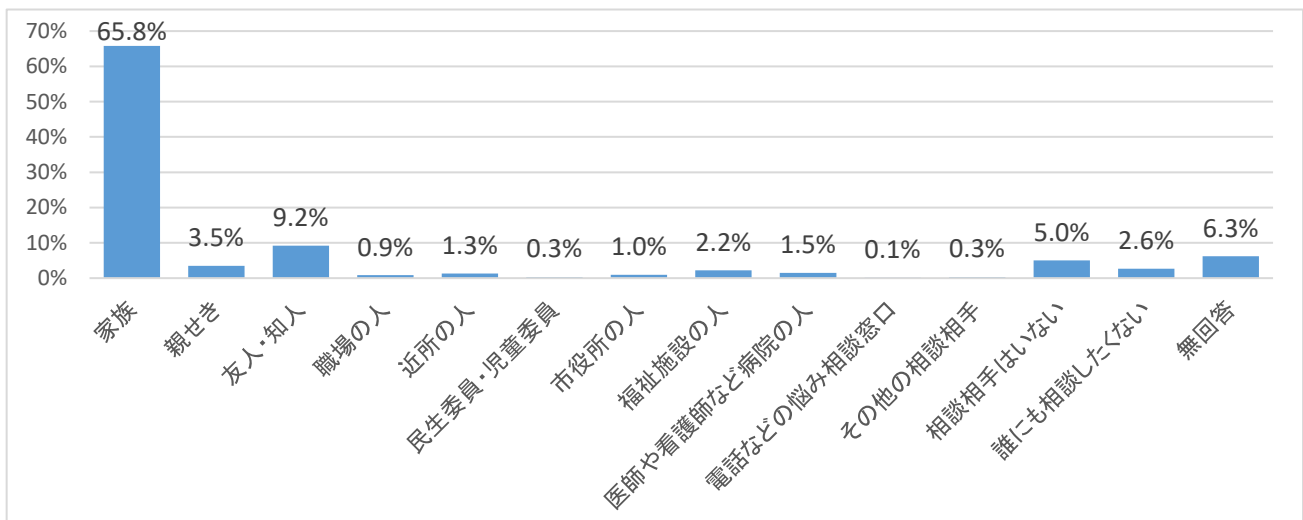
② 困っていることや心配なことの相談相手

困っていることや心配なことの相談相手としては、家族が最も高い割合を占めている一方で、身近な相談窓口となり得る「民生委員・児童委員」、「市役所」を相談相手とする市民が少ないということと、「相談相手はいない」という市民が一定程度おり、家族以外に、身近な地域で困っていることや心配なことを安心して相談できる相手が必要であることがうかがえます。

困っていることや心配なことの相談相手としては、「家族」が65.8%と最も高く、次いで「友人・知人」が9.2%となっている。

また、「相談相手はいない」が5.0%となっている。

図表2-3-6 困っていることや心配なことの相談相手 (N=1,472)



(3) 地域の中での手助けについて

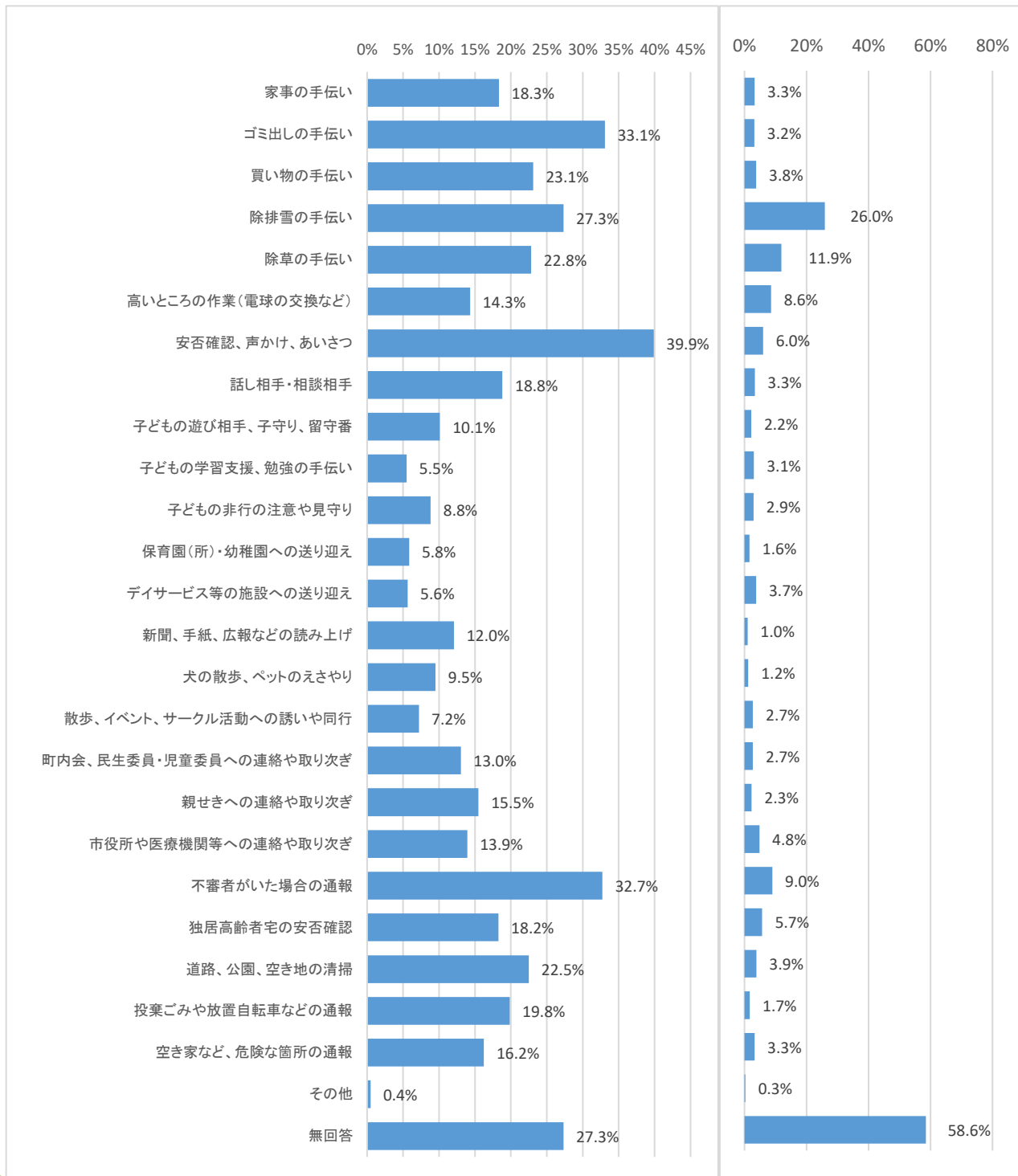
「地域の中でできると思う手助け」と「受けたいと思う手助け」をそれぞれ対比してみると、両者で「除排雪の手伝い」といった割合が高くなっていることから、「受けたい」というニーズと「できる」という支える力のマッチングが課題であることがうかがえます。

地域の中でできると思う手助けとしては、「安否確認、声かけ、あいさつ」が39.9%と最も高く、次いで「ゴミ出しの手伝い」が33.1%、「不審者がいた場合の通報」が32.7%、「除排雪の手伝い」が27.3%であった。

地域の中で受けたいと思う手助けとしては、無回答を除くと、「除排雪の手伝い」が26.0%と最も高く、次いで「除草の手伝い」が11.9%、「不審者がいた場合の通報」が9.0%、「高いところの作業（電球の交換など）」が8.6%であった。

図表2-3-7 地域の中でできると思う手助け

受けたいと思う手助け (N=1,472、複数回答)



(4) 地域福祉を推進していくための取組みについて

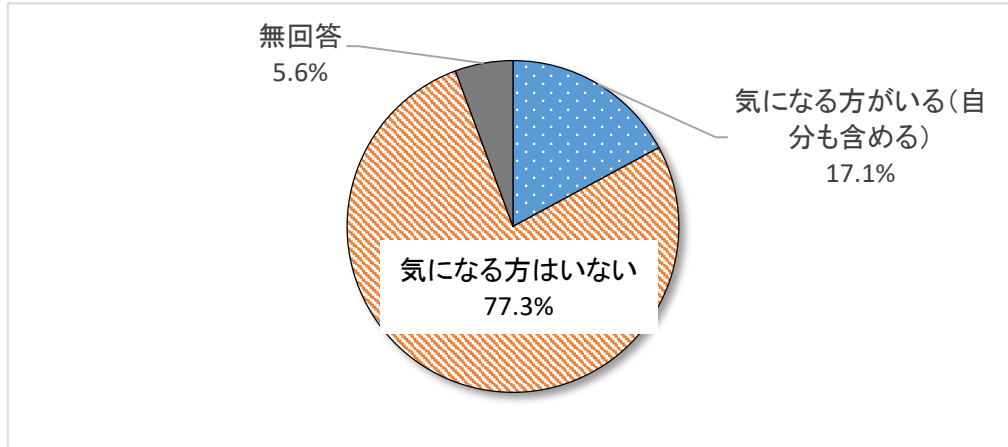
① 生活困窮者の支援に関する取組み

「生活困窮者」として「気になる方がいる」とした人は、2割弱で、8割程度の人は、「気になる方はいない」と回答していますが、「どういった人が生活困窮者か」という認識が、新しい制度ということもあり、必ずしも市民に浸透しているわけではないため、実際にどれだけ「生活困窮者」に該当するような人がいるかについての把握は、今後も慎重に行う必要があります。

また、「気になる方がいる」とした人でも、「相談や報告などは特にしなかった」人が7割弱を占め、その理由としては「どこに相談したらよいかわからなかった」、「自分が相談・報告することではないと思ったから」といったことがあり、「生活困窮者」やその相談先等に関する適切な情報提供と市民の理解が求められます。

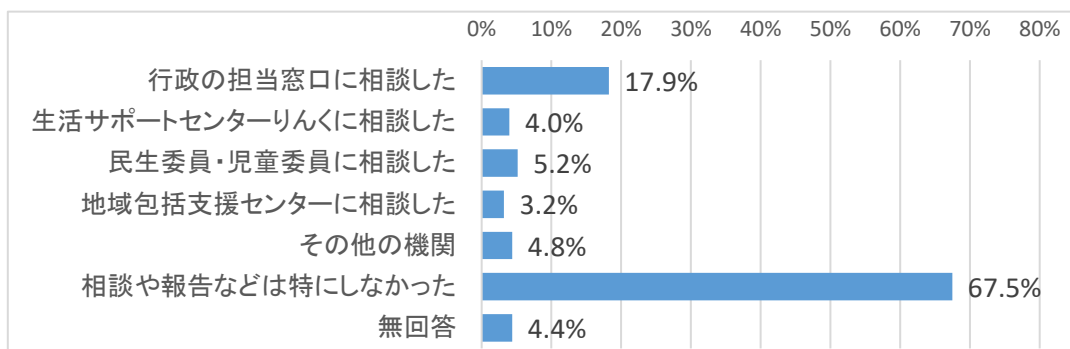
「生活困窮者自立支援制度」の対象となる「生活困窮者」に該当するような気になる人がいるかをたずねたところ、「気になる方はいない」が77.3%、「気になる方がいる」が17.1%であった。

図表 2－3－8 生活困窮者に該当するような気になる方の有無 (N=1,472)



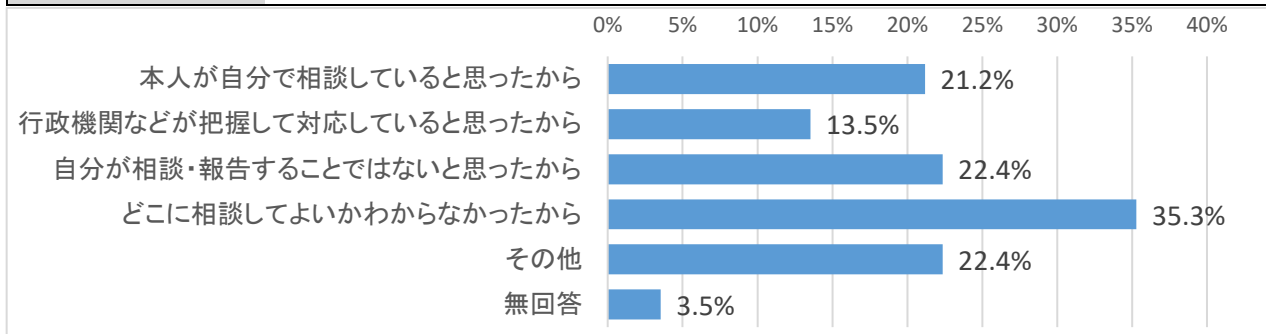
「気になる方がいる」とした人に、行政機関などに相談したことがあるかをたずねたところ、「相談や報告などは特にしなかった」が67.5%と最も高く、次いで、「行政の担当窓口で相談した」が17.9%であった。

図表 2－3－9 生活困窮者についての相談状況 (N=252、複数回答)



さらに、「相談や報告などは特にしなかった」とした人に、その理由をたずねたところ、「どこに相談したらよいかわからなかった」が35.3%と最も高く、次いで、「自分が相談・報告することではないと思ったから」が22.4%であった。

図表 2－3－10 生活困窮者について相談や報告をしなかった理由 (N=170、複数回答)



② 災害時における行動

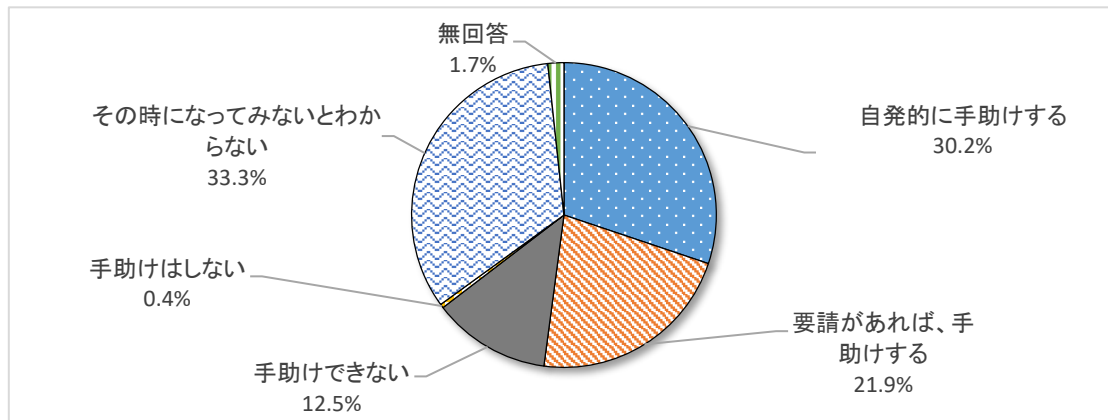
災害時に自力で避難できない人がいたときの対応として、「その時になってみないとわからない」人が多く、災害に対する事前の準備や日頃からの備えについての意識の強化が重要であることがうかがえます。

「手助けできない」又は「手助けはしない」と回答した人の理由としては、「自分自身の避難で精いっぱいなため」、「同居家族に自力で避難できない人がいるため」といった事情があることがわかります。

また、災害時に避難をする上では、「避難をする上で必要な情報を得ることができるか」、「家族や友人、知人などの安否情報を得ることができるか」といった不安があることがわかり、避難場所や避難方法等に関する情報提供の仕組みづくりとその適切な周知、共有が重要であることがうかがえます。

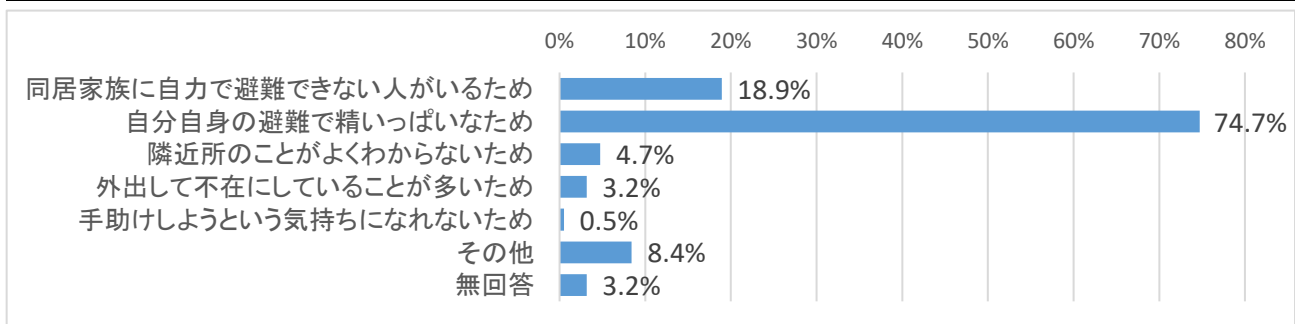
災害時に自力で避難できない人がいたときの対応として、「その時になってみないとわからない」が33.3%と最も高く、次いで「自発的に手助けする」が30.2%であった。

図表2-3-1 1 災害時に自力で避難できない人がいたときの対応 (N=1,472)



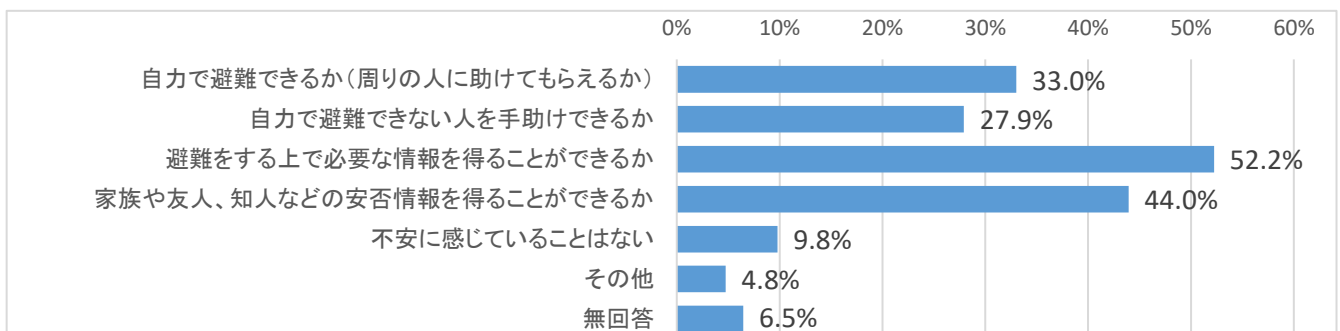
「手助けできない」又は「手助けはしない」と回答した方に、その理由をたずねたところ、「自分自身の避難で精いっぱいなため」が74.7%と最も高く、次いで「同居家族に自力で避難できない人がいるため」が18.9%であった。

図表2-3-1 2 「手助けできない」又は「手助けはしない」理由 (N=190、複数回答)



また、災害時に避難をする上で不安に感じることで、「避難をする上で必要な情報を得ることができるか」が52.2%と最も高く、次いで「家族や友人、知人などの安否情報を得ることができるか」が44.0%、「自力で避難できるか(周りの人に助けてもらえるか)」が33.0%であった。

図表2-3-1 3 災害時に避難をする上で不安に感じること (N=1,472、複数回答)

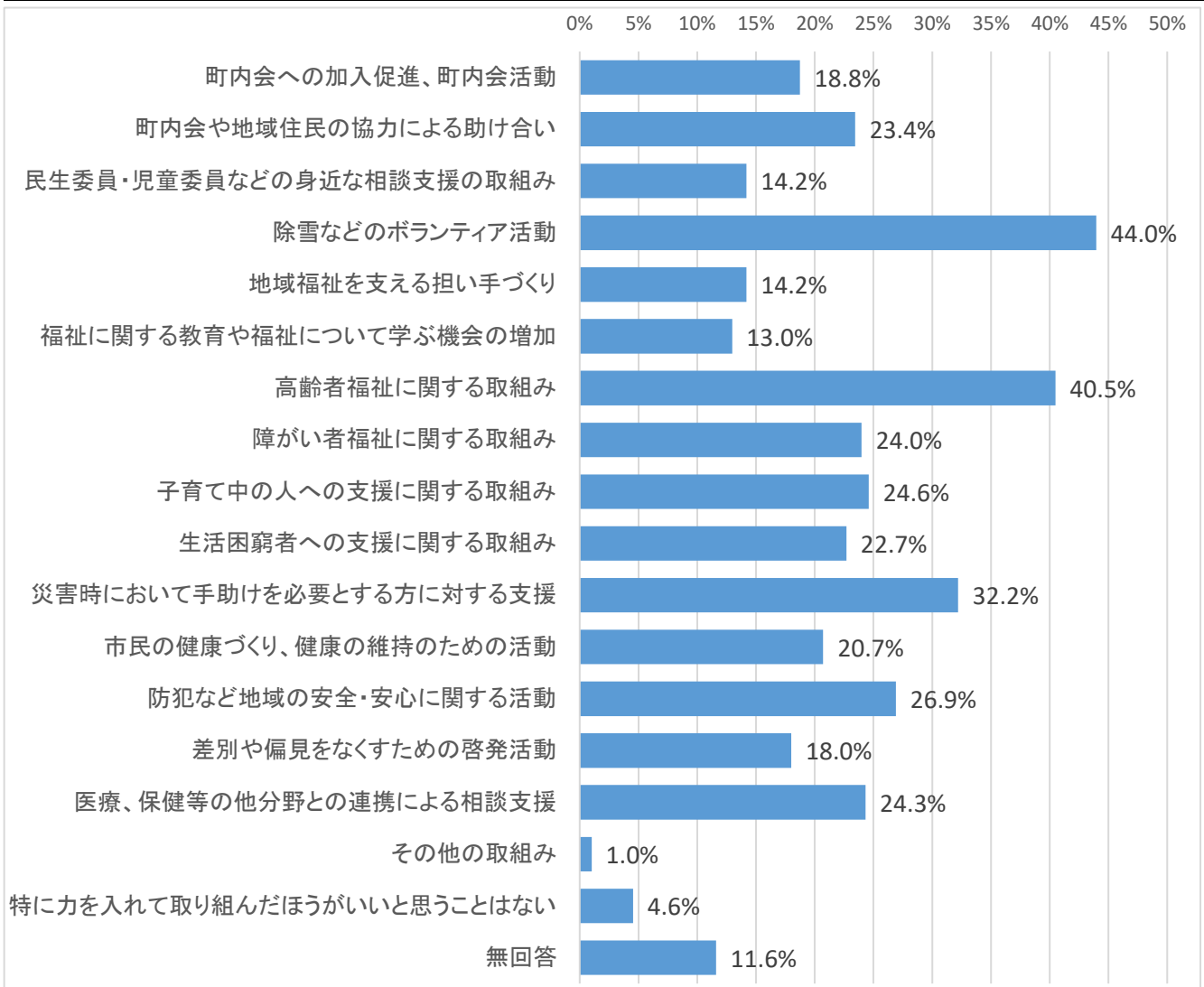


③ 地域福祉を推進していくための取組み

地域福祉を推進していくために特に力を入れて取り組んだほうがいいと思うこととして、「除雪などのボランティア活動の活性化」、「在宅での介護を必要とする高齢者への支援など、高齢者福祉に関する取組みの強化」、「災害時において手助けを必要とする方に対する支援に関する取組みの強化」が回答の上位を占めていることから、ボランティアの担い手などの福祉を支える人材の育成と、支援を必要とする人への適切な支援に関する取組みが重要であるとうかがえます。

地域福祉を推進していくために特に力を入れて取り組んだほうがいいと思うこととして、「除雪などのボランティア活動の活性化」が44.0%と最も高く、次いで「在宅での介護を必要とする高齢者への支援など、高齢者福祉に関する取組み」が40.5%、「災害時において手助けを必要とする方に対する支援に関する取組み」が32.2%であった。

図表 2－3－1 4 地域福祉を推進していくために特に力を入れて取り組んだ方がいいと思うこと（N=1,472、複数回答）

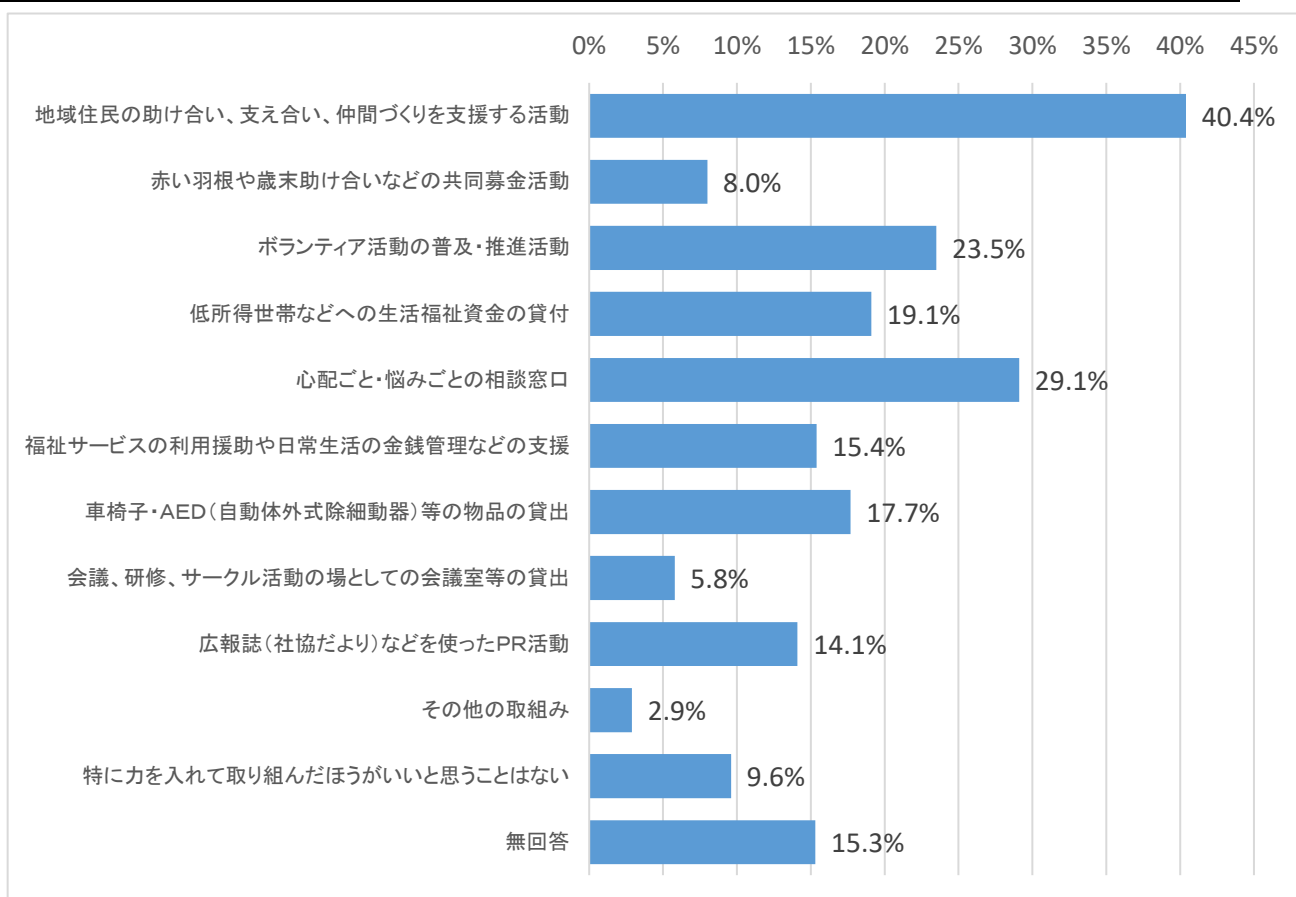


(5) 社会福祉協議会の活動について

岩見沢市社会福祉協議会において特に力を入れて取り組んだほうがいいと思うこととして、「地域住民の助け合い、支え合い、仲間づくりを支援する活動」、「心配ごと・悩みごとの相談窓口」、「ボランティア活動の普及・推進活動」という回答が上位を占めていることから、地域住民の主体的な福祉活動への参加や身近な相談窓口の充実、ボランティア活動の普及といった取組みが重要であるとうかがえます。

岩見沢市社会福祉協議会において特に力を入れて取り組んだほうがいいと思うこととして、「地域住民の助け合い、支え合い、仲間づくりを支援する活動」が40.4%と最も高く、次いで「心配ごと・悩みごとの相談窓口」が29.1%、「ボランティア活動の普及・推進活動」が23.5%であった。

図表 2-3-15 岩見沢市社会福祉協議会において特に力を入れて取り組んだ方がいいと思うこと (N=1,472、複数回答)



第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

人もまちも元気で健康に

～だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを実現します～

子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、市民のだれもが、地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりが自分らしく、健康で明るく元気に、充実した生活を送ることができる共生のまちづくりを目指します。

2 計画目標

(1) 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

必要なときに必要な福祉サービスの情報を入手し、利用できる仕組みづくりを進めるとともに、気軽に相談できる身近な相談窓口の設置を進めるなど、市民が福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

また、市民や事業者、市がそれぞれの特色を活かして、サービスを必要としている人の発見に努め、包括的かつ重層的な支援へとつないでいくための体制整備、ネットワークの構築と強化を進めます。

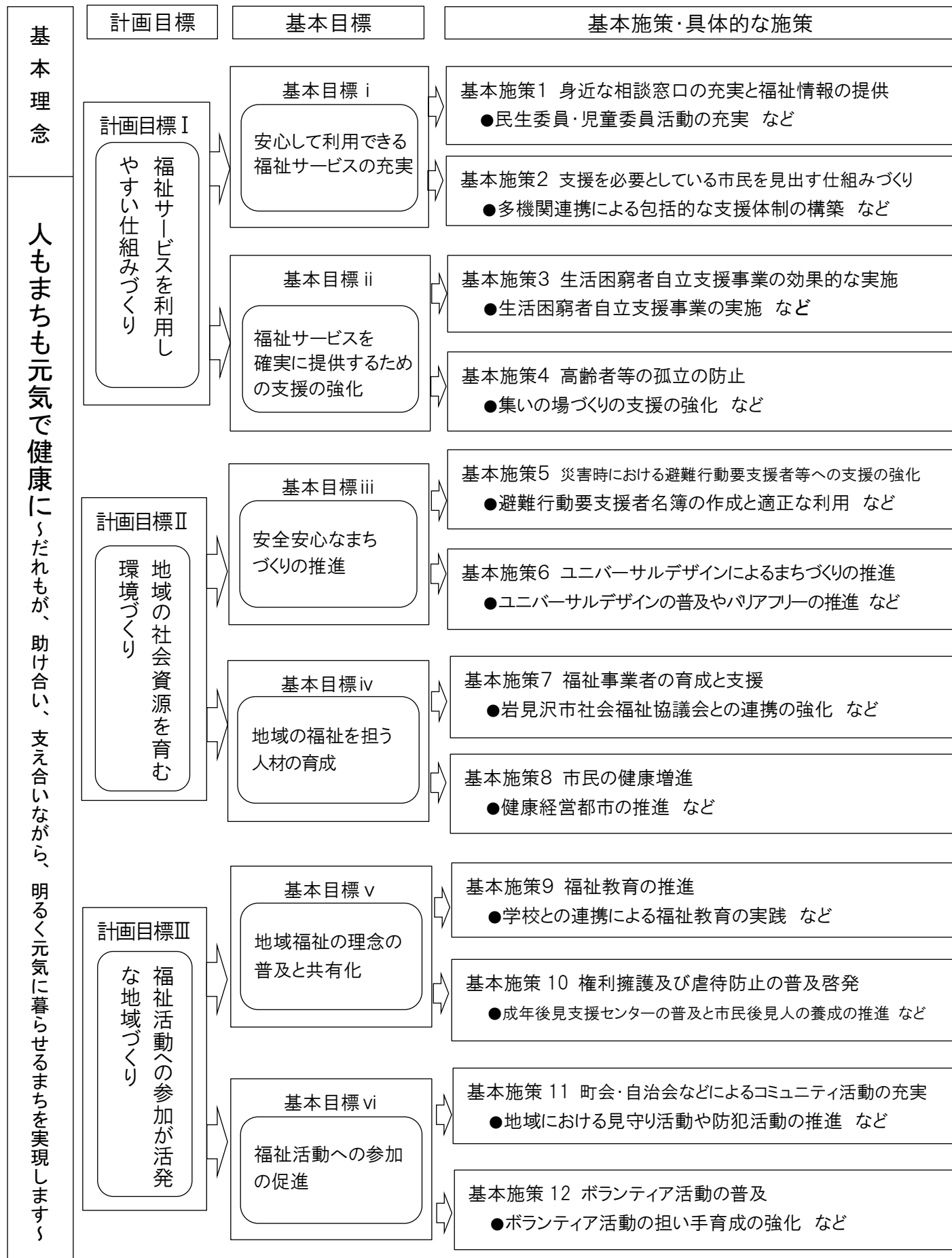
(2) 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

市民や事業者、市がそれぞれの役割を認識し、互いに連携、協力して福祉のまちづくりを進めるとともに、災害時においても、必要な手助けやサービスが必要としている人々に行き届くよう、福祉を担う人材や情報、サービス等の社会資源の充実と環境づくりを進めます。

(3) 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

町会・自治会などの地域コミュニティ活動の充実を支援するとともに、広報活動やボランティア活動の支援を通して、地域福祉の理念の普及と共有化を図り、市民一人ひとりが地域福祉を主体的に捉え、積極的に福祉活動に参加できる地域づくりを進めます。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

1 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

基本目標ⅰ 安心して利用できる福祉サービスの充実

基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

個別施策① 民生委員・児童委員活動の充実

個別施策② 福祉に関する情報の提供

基本施策2 支援を必要としている市民を見出す仕組みづくり

個別施策③ 多機関連携による包括的な支援体制の構築

個別施策④ 定期的なニーズ調査の実施

基本目標ⅱ 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化

基本施策3 生活困窮者自立支援事業の効果的な実施

個別施策⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施

個別施策⑥ 子どもの貧困対策の強化

基本施策4 高齢者等の孤立の防止

個別施策⑦ 集いの場づくりの支援の強化

基本目標 i 安心して利用できる福祉サービスの充実

市民のだれもが、福祉サービスや制度について十分に理解し、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

○基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

市民が抱える困りごとを、気軽に相談できる身近な相談窓口としての民生委員・児童委員の役割や活動内容の一層の周知を進めるとともに、市役所や社会福祉協議会、民間事業所のサービスの内容や相談窓口についても、市の広報やホームページ、各種パンフレットを活用して必要な情報の提供に努めます。

個別施策① 民生委員・児童委員活動の充実

岩見沢市には、225人（定数：235人、令和元年12月1日現在）の民生委員・児童委員が配置されており、身近な相談窓口として市民の生活状態の把握や相談、関係行政機関との連携などを職務として、厚生労働大臣からの委嘱を受けて活動しています。

住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員は、地域の一員という立場で、市民の見守り活動や、相談内容を専門機関につなぐ活動、また、市民の居場所や仲間づくりの活動、高齢者の実態調査など、様々な活動を行っており、その活動内容について、市の広報やホームページなどを通じて広く周知し、活動しやすい環境づくりを進め、民生委員・児童委員活動の充実を図ります。

個別施策② 福祉に関する情報の提供

市民が必要とする福祉サービスを必要な時に安心して利用できるように、市民の求める福祉情報の把握に努めるとともに、福祉サービスの内容や利用の仕方の情報を、市の広報やホームページ、パンフレットなどさまざまな年代の人が利用しやすい方法で分かりやすく伝えるよう努めます。

○基本施策2 支援を必要としている市民を見出す仕組みづくり

市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ちながら、地域とのつながりを実感・共有できる地域づくりを目指すとともに、市民、行政、事業者等が連携・協力し、必要な情報の提供や相談体制の充実を図り、複雑化する課題に対応した、包括的かつ重層的な支援体制づくりを進めます。

個別施策③ 多機関連携による包括的な支援体制の構築

高齢者の社会的孤立を防ぐため、民生委員・児童委員が行う見守り活動に加え、町会・自治会、医療機関、企業、行政などの組織との連携を密にし、見落としのないきめ細かな支援体制の構築を進めます。

個別施策④ 定期的なニーズ調査の実施

民生委員・児童委員や町会・自治会などとの連携を密にし、地域での見守り活動から得られた情報を共有化するとともに、地域ごとの課題を把握するための調査等の定期的な実施により、高齢者の生活実態や地域の課題などの把握に努め、地域における課題解決に向けた対応に活用します。

基本目標 ii 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化

市民の多様なニーズに応えるため、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの向上に努めるとともに、援助が必要であるにも関わらず自発的に申し出をしない、あるいはできない人々に対し積極的に働きかけてニーズの把握に努め、他のサービスと連携するなど、包括的な視点からのサービスの提供を行います。

○基本施策3 生活困窮者自立支援事業の効果的な実施

岩見沢市生活サポートセンターりんくの役割や支援の内容を、市や関係機関の窓口、市の広報やホームページ等を活用して周知するとともに、多様で複合的な生活困窮者の問題を広く受け止め、生活困窮者の早期発見に努め、市や関係機関、地域が連携して問題解決に向けた支援を行います。

個別施策⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施

市や民生委員・児童委員、町会・自治会、関係機関などが連携して生活困窮者の把握に努めるとともに、岩見沢市生活サポートセンターと市の関係部署（高齢、障がい、年金、保健、就労、租税、教育、住宅、水道等）による連携体制（岩見沢市自立支援ネットワーク会議）を密にする中で、生活困窮者の問題が深刻になる前に、早期に解決を図るなどの支援を進めます。

個別施策⑥ 子どもの貧困対策の強化

保育所や幼稚園、学校、地域において、子どもたちを取り巻く大人が、さまざまな立場から、子どもたちの抱える問題を早期に発見し、各種手当の支給や助成制度による経済的支援及びボランティアによる支援活動、学習機会の提供や相談体制の充実などにより、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、市や学校、事業所などの各機関が連携して子どもとその家庭の支援を進めます。

○基本施策4 高齢者等の孤立の防止

さまざまな世代の人々が、互いに役割を持ち、関わり合い、支え合って生きるという連帯意識の普及に努めるとともに、高齢者が、進んで地域の活動に関わっていけるよう、生きがいつくりや、地域での交流への参加を支援するなど、地域全体で高齢者を支え、見守ることのできる地域づくりを支援します。

また、高齢者自身の自立の意識を高め、高齢者が相互に見守り合い、支え合うことのできる地域づくりが推進されるよう働きかけていきます。

個別施策⑦ 集いの場づくりの支援の強化

町会・自治会や老人クラブ、社会福祉協議会のサロン事業など、地域での活動への参加促進を図るとともに、住民が個々に持つ趣味や知識・特技等を活かすことができる集いの場づくりを支援します。

2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

基本目標Ⅲ 安全安心なまちづくりの推進

基本施策5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化

個別施策⑧ 避難行動要支援者名簿の作成と適正な利用

個別施策⑨ 避難情報の提供

個別施策⑩ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及

基本施策6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

個別施策⑪ ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進

個別施策⑫ 除雪支援の推進

基本目標Ⅳ 地域の福祉を担う人材の育成

基本施策7 福祉事業者の育成と支援

個別施策⑬ 岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化

個別施策⑭ 社会福祉法人の公益的な取り組みへの支援の強化

基本施策8 市民の健康増進

個別施策⑮ 健康経営都市の推進

個別施策⑯ 健康ポイント事業の拡充

基本目標Ⅲ 安全安心なまちづくりの推進

災害時においても、すべての市民に必要な支援が行きわたるような仕組みを構築するとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進などにより、市民のだれもが安全に安心して生活することができるまちづくりを進めます。

○基本施策5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化

近年、規模の大きな地震や、これまでに経験がないような短時間に集中して降る大雨、それに伴う水害や土砂災害などによる被害の発生頻度が高くなっています。

市は、岩見沢市におけるすべての人々が安心して暮らすことができるよう、防災の組織に関すること、災害予防に関すること、災害応急対策に関することなどについて「岩見沢市地域防災計画」を定めています。

また、「岩見沢市地域防災計画」の中では、災害時に自力で避難することが困難で避難に支援を要する高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に関して、「避難行動要支援者対策計画」を定め、平時から世帯の状況を把握し、災害時には迅速かつ的確な支援ができるよう、安全安心の確保を図るための具体的な事項について定めるなど災害に強いまちづくりを進めます。

個別施策⑧ 避難行動要支援者名簿の作成と適正な利用

要介護高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人々の名簿（避難行動要支援者名簿及び個別計画）を作成し、本人の同意を得て消防、警察、民生委員・児童委員、自主防災組織及び町会・自治会など避難支援関係組織及び機関に提供するとともに、定期的に情報交換をするなど、平時より要介護高齢者や障がいのある人々の避難支援の体制づくりを進めます。

なお、名簿の提供にあたっては、個人情報の適切な管理に特に留意します。

個別施策⑨ 避難情報の提供

災害発生のおそれが生じた場合には、市の有する多様な情報伝達媒体（緊急告知 FM ラジオ、防災 FAX、岩見沢市メールサービス、緊急速報メール、行政防災無線、ホームページ、街頭放送）等を使用した迅速な情報の伝達に努めるとともに、民間の事業者や団体等の協力を仰ぎ、外国人や障がいのある人など情報弱者と言われる人々にも、災害情報が的確に伝達される体制の整備を進めます。

個別施策⑩ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及

「岩見沢市 AED 設置施設登録制度推進事業」により、AED（自動体外式除細動器）の設置、普及を進めるとともに、消防や日本赤十字社岩見沢地区等の関係機関と連携した救命講習を行うことにより、使用方法の周知を進めて救命率の向上を図るなど、市民の生命を守る体制の充実に努めます。

○基本施策6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

だれもが、安全安心な地域生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザイン（※）によるまちづくりを推進します。

また、冬期間も安心して暮らせるよう、除雪支援の取組みを推進します。

個別施策⑪ ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進

高齢者や障がいのある人もない人も、だれもが安全で安心して生き生きと生活できるように、公共施設や公園・道路の整備の際には、段差の解消や使いやすいトイレの設置を行う等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

個別施策⑫ 除雪支援の推進

高齢者や障がいのある人が、冬期間でも安全安心に生活できるよう、豪雪パトロールや除雪緊急支援などを行うとともに、岩見沢市社会福祉協議会との連携による地域（町会等）の除雪ボランティアへの支援や、自力で除排雪が困難な高齢者・障がい者世帯等に対し、屋根の雪下ろし・間口除雪・定期排雪に係る費用の一部を助成する「冬の暮らし支援事業」による支援の充実に努めます。

※ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

基本目標Ⅳ 地域の福祉を担う人材の育成

岩見沢市社会福祉協議会など地域の社会福祉法人との連携を強め、地域福祉の重要な担い手である福祉事業者育成のための支援を強化するとともに、ボランティアと連携して市民の健康増進を図る事業を進めるなどにより、地域の福祉を担う人材の育成を図ります。

○基本施策7 福祉事業者の育成と支援

人口の減少、地域社会の変容などにより、複合的な課題を抱える世帯への対策や、制度が対象としていない生活課題を持つ世帯への対策など、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

こうした中、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくためには、社会福祉法人をはじめとする福祉事業者の役割がますます重要となってきました。

中でも、地域福祉推進の「核」となる機関である岩見沢市社会福祉協議会との連携を強めていくことは、地域福祉の充実にとって不可欠であることから、社会福祉法の改正（平成28年法律第21号）に伴い、社会福祉法人の責務として明確にされた「地域における公益的な取組み」への支援をいっそう強化します。

個別施策⑬ 岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化

岩見沢市社会福祉協議会は、「支え合い 共に生きる 住みよい地域づくり」を基本理念として、地域の住民や民生委員・児童委員、福祉、保健、医療、教育などの関係者と連携し、よりよい地域づくりを目指して様々な活動を行っている社会福祉法人です。

市と社会福祉協議会は、地域における多様な生活課題やニーズについて、定期的に情報の交流や意見交換を行うなど連携を強化し、課題解決を図ります。

また、合同でのセミナーや講習会を開催するなど、課題解決に必要な人材の育成やサービス提供体制の構築に努めます。

個別施策⑭ 社会福祉法人の公益的な取組みへの支援の強化

岩見沢市が所管する社会福祉法人に対し、現在取り組んでいる高齢者サービス事業、障がい者福祉サービス事業、児童福祉サービス事業等の内容を更に充実したものにするよう指導の充実を図るとともに、他地域の先駆的な取組みの例を収集して各法人に情報提供し、その実践を促す等、地域における公益的な取組みの充実に向けた支援を強化します。

○基本施策8 市民の健康増進

「岩見沢市健康増進計画」に従い、すべての市民が、年代など、それぞれの生活状況に応じた健康づくりに取り組み、健康で生きがいのある人生を送ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。

個別施策⑮ 健康経営都市の推進

少子高齢化や人口減少に対応するためには、医療や福祉の充実はもちろん、人もまちも元気で健康なまちづくりを進めることが大切です。

そのためには、健康診査やがん検診などの「まもる健康」に加えて、市民自らが健康づくりを進める「つくる健康」や、これらの健康づくりを地域やまちづくりに活かすための「つなぐ健康」を適切に組み合わせ、産学官金(※)が連携して健康な地域社会を目指す「健康経営都市」の取組みを進めます。

個別施策⑯ 健康ポイント事業の拡充

より多くの市民に、楽しみながら健康づくりに取り組み、健康的な生活習慣の定着を目指す「健康ポイント事業」に参加し、自ら進んで健康づくりに取り組むために、健康づくりの啓発を目的とした講演会やサロン事業、健康まつりや町会・自治会の事業など、さまざまな機会を捉えて「健康ポイント事業」の周知を進め、加入促進やポイント対象事業の拡充を図ります。

※産学官金：

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（地方公共団体）、金融機関

3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

基本目標Ⅴ 地域福祉の理念の普及と共有化

基本施策 9 福祉教育の推進

個別施策⑰ 学校との連携による福祉教育の実践

個別施策⑱ 福祉イベントや勉強会の定期的な開催

基本施策 10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発

個別施策⑲ 成年後見支援センターの普及と市民後見人の養成の推進

個別施策⑳ 地域包括支援センターの普及

個別施策㉑ 虐待防止の啓発

個別施策㉒ 配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化

基本目標Ⅵ 福祉活動への参加の促進

基本施策 11 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実

個別施策㉓ 地域における見守り活動や防犯活動の推進

個別施策㉔ 地域における環境美化活動や除排雪事業の支援

基本施策 12 ボランティア活動の普及

個別施策㉕ ボランティア活動の担い手育成の強化

個別施策㉖ ボランティア情報などの提供

基本目標Ⅴ 地域福祉の理念の普及と共有化

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域福祉の理念に立ち、それぞれに応じた役割を担っていくことが大切です。

その実現のために、すべての市民が、お互いの価値観を認め合い、尊敬し合いながら明るく元気に暮らせる地域づくりを進めることの意義と重要性を共有できるよう、普及・啓発の活動を行います。

○基本施策9 福祉教育の推進

家庭や地域、学校などのさまざまな場において、すべての人々が差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除から守られ、市民全体が連携して支え合うことが大切である、という考え方の共有化と定着化をめざした教育と啓発を進めます。

個別施策⑪ 学校との連携による福祉教育の実践

学校と地域のボランティアや関係機関が連携し、福祉施設の訪問や車いすの体験、除雪ボランティアなど、福祉について考えたり、体験したりする経験を通して、地域福祉への理解と関心を高める教育を進めます。

個別施策⑫ 福祉イベントや勉強会の定期的な開催

セミナーの開催や子育てボランティア講習会、保育サービス講習会など、市民の福祉活動に対する関心を高め、活動に参加するきっかけとなるイベントや勉強会を定期的に開催し、福祉の理念やボランティア活動の普及と充実に努めます。

○基本施策10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発

社会的に弱い立場にある人々に対する身体的・精神的暴力等を防止するために定められた法律や制度について、その趣旨や利用の仕方を周知すること等により、権利擁護と虐待防止についての普及と啓発に努めます。

個別施策⑱ 成年後見支援センターの普及と市民後見人の養成の推進

認知症高齢者など判断能力が十分でない人の生活や財産が守られるよう、「成年後見支援センター」を中心に、さまざまな困りごとに関する相談支援や制度利用に関する申立手続の支援を行うとともに、制度普及のための講演会や研修会の開催、市の広報やホームページによる情報の発信を行います。

また、地域の身近な権利擁護の担い手として市民後見人の育成を進めます。

個別施策⑳ 地域包括支援センターの普及

高齢単身者や高齢夫婦のみで構成される世帯が増加するなか、生活圏域単位でのきめ細かな支援を目指し、市内4か所に設置した「地域包括支援センター」において、複雑・多様化する高齢者の相談に対し、民生委員・児童委員、医療、介護、行政など関係機関が連携し、適切なサービスにつなぐための支援体制の拡充を進めます。

また、認知症高齢者への対応として、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームの一体的な活動により、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行うなど、医療・介護などが連携した取組みを進めます。

個別施策㉑ 虐待防止の啓発

子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待防止などの権利擁護に関し、児童相談所、民生委員・児童委員、学校などの教育機関、病院、介護事業者など、関係する機関や組織によるネットワークを活用し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

個別施策㉒ 配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化

配偶者等からの暴力など家庭内における暴力を防止するため、市や学校などの教育機関、病院、民生委員・児童委員等との連携を密にして、問題行動の早期発見に努めるとともに、警察や児童相談所などとの連携を強化して、被害者の生命・身体・精神に危険が及ぶことがないようにする体制づくりを進めます。

基本目標 vi 福祉活動への参加の促進

地域福祉を推進する上では、市民の福祉活動への参加が必要不可欠です。

町会・自治会などのコミュニティ活動やボランティア活動が活発に行われる地域をめざし、日々の交流や活動を通じて、地域における助け合い、支え合いの輪が広がるよう支援します。

また、ボランティア活動などに参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に取り組むことができるように支援を強化します。

○基本施策 1 1 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実

一番身近な地域単位である町会・自治会の、高齢者の安否確認や児童の見守り、近所への声かけなどの活動や、地区協など町会・自治会の連携した活動が活発に進められるよう支援します。

個別施策⑳ 地域における見守り活動や防犯活動の推進

近年多発している特殊詐欺や窃盗、子どもを対象とした事件から市民を守るために、警察や金融機関、学校、町会・自治会などの関係機関・組織との連携を一層密にし、防犯パトロールや子どもの見守り活動の実施、防犯に関わる情報の共有を行うなど、地域における防犯活動の強化を支援します。

個別施策㉑ 地域における環境美化活動や除排雪事業の支援

利根別川クリーニンググリーン作戦や地域での花壇づくりなどの環境美化活動及び自主除排雪活動への支援の強化など、市民が主体となった住みよい地域づくりのための活動の充実を図ります。

○基本施策12 ボランティア活動の普及

ボランティア活動の普及・推進の拠点として、岩見沢市社会福祉協議会が運営する「岩見沢市ボランティアセンター」におけるさまざまな取組みの情報をわかりやすく市民に伝え、「ボランティア活動に取り組みたい」と考えている人々が活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動の普及に努めます。

また、各種の講座や研修会、学校での総合的な学習における福祉体験学習などの取組みへの支援を通じて、ボランティアに関する市民の理解と関心を高め、ボランティア活動の担い手となる人材の育成を進めます。

個別施策②⑤ ボランティア活動の担い手育成の強化

ボランティア活動を活発にするために「岩見沢市ボランティアセンター」では、必要な知識や技術を身につけることができるよう、「手話奉仕員養成講座」や「傾聴ボランティア講座」、「ガイドボランティア講座」、「ボランティア体験研修会」などを開催し、また、車いす体験などの福祉体験学習では小学校や中学校及び高等学校に出向き、運営に関する助言や講師の派遣などの支援を行っています。

市では、「岩見沢市ボランティアセンター」での各種講座、研修会に多くの市民が参加できるように支援するとともに、市の広報やホームページで周知を行い、また、教育委員会などの関係機関とも連携を図りながら、ボランティア活動の担い手育成の強化に努めます。

個別施策②⑥ ボランティア情報などの提供

多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、また、ボランティアを必要としている人が適切な支援を受けられるよう、「岩見沢市ボランティアセンター」では、連絡調整（コーディネート）を行っています。

市では、「岩見沢市ボランティアセンター」に登録している団体などが、安心してボランティア活動ができるように支援するとともに、「岩見沢市ボランティアセンター」が把握している情報を市の広報やホームページ、SNS（※）やチラシなどを使って積極的に発信し、ボランティア活動を行いやすい環境づくりを整えます。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスです。Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができます。

第5章 計画の継続的な推進と評価

1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進

社会福祉法第4条において、地域福祉の推進の主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」が規定されています。また、同法第107条には市町村が地域福祉計画を策定することが規定されています。

地域福祉を推進していくためには、市民、事業者、行政（市）がそれぞれの立場で、さまざまな地域での課題解決のために何ができるかを考え、包括的かつ重層的な支援体制のもと、お互いに連携・協力し、解決策を見つけ、行動することが重要であり、それこそが、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、市民のだれもが、地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりが自分らしく、健康で明るく元気に、充実した生活を送ることができる共生のまちづくりの第一歩です。

（1）市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、人は一人では生きていけず、お互いの協力が必要だという認識を持ち、自分には何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

（2）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。

また、どのようなニーズがあるかを積極的に把握することも重要です。

（3）行政（市）の役割

市は、地域共生社会の実現に向け、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

そのために、市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な参加

機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

岩見沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目標を実現するためには、計画の各分野において、社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが求められます。

岩見沢市社会福祉協議会と市が相互に連携しながら、本計画に基づく施策の実現をめざします。

3 計画の進捗状況の把握と評価

岩見沢市地域福祉計画について実行性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、適切に進捗等を管理する体制が必要です。

まず、今回策定された計画（Plan）を、市民、事業者、行政が、それぞれの役割に応じて、具体的な行動や実践活動などの実行に移し（Do）、計画の達成状況や進捗状況について、アンケート調査の実施等により評価・点検を行い（Check）、評価・点検結果を踏まえ、必要に応じて適宜見直し等の改善を行う（Act）といった、いわゆる「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた着実な推進に努めます。

4 財政基盤の確立

岩見沢市地域福祉計画に基づく、地域福祉の推進のために、計画に規定されているそれぞれの具体的な施策の費用対効果を十分に検討した上で、限られた財源の配分と施策の実施を効率的・効果的に行うように努めます。

資 料 編

計画策定の経過

年 月 日	項 目	概 要
平成 28 年 6 月～7 月	岩見沢市地域福祉計画策定委員会委員選出	
8 月 1 0 日	第 1 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・計画策定の趣旨について説明 ・アンケート調査について意見交換
9 月 1 6 日～ 9 月 3 0 日	岩見沢市地域福祉計画策定のための 市民アンケート調査	1,472 名回答 (回答率：49.1%)
1 1 月 2 8 日	第 2 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・アンケート実施結果の報告 ・意見交換
1 2 月 2 7 日	第 3 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・具体的な施策について ・計画素案とパブリックコメントについて意見交換
平成 29 年 2 月 6 日～ 2 月 2 0 日	岩見沢市地域福祉計画策定のための パブリックコメント	岩見沢市ホームページへ掲載 提出意見：8 件
2 月 2 8 日	第 4 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・計画(案)意見交換
3 月 2 9 日	第 5 回岩見沢市地域福祉計画策定委員会	・計画(案)決定
3 月 2 9 日	岩見沢市地域福祉計画完成	・策定委員長及び副委員長から市長への報告

岩見沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法第4条及び第107条に基づき、岩見沢市における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等を一体的に定める計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しを目的として、岩見沢市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、計画の策定及び見直しに関し必要な事項について調査及び検討を行い、地域福祉の推進のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等について協議し、本市に対して適切な助言を行うものとする。

（組織）

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者

(3) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直しの完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

（運営）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

（庶務）

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（平成28年6月1日岩見沢市告示114号）

岩見沢市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	選出区分	氏 名	所 属
1	有識者	◎齋藤 硯三	元岩見沢市教育研究所 所長
2		○佐藤 恵三	前駒沢看護専門学校 校長
3		堀 利幸	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会 会長
4	福祉関係団体、 自治組織、 その他市民団体 等の代表	高松 孝行	岩見沢市社会福祉協議会 会長
5		内海 泰子	岩見沢市ボランティアセンター 運営委員長
6		山本 博光	岩見沢市老人クラブ連合会 会長
7		梅田 絹子	岩見沢市民生委員児童委員協議会 会長
8		石合 義則	岩見沢市町会連合会 副会長
9		鎌田 清美	岩見沢市保健推進会 理事
10		中村 尚武	健康と福祉を高める市民会議 委員長
11		東海林 公子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議 代表
12		湯澤 真吾	岩見沢市生活サポートセンター センター長
13		北市 宗三	岩見沢商工会議所 副会頭
14		土田 雅満	岩見沢市校長会 会長
15	公 募 委 員	橋本 啓子	
16		佐藤 昌子	
17		高岡 いづみ	

これからの岩見沢市の地域福祉の推進のために～策定委員それぞれの思い～

委員長 齋藤 硯三

住みなれた地域で、共に支え合い、助け合いながら、いつまでも健康で安心して暮らしたいという、市民一人ひとりの願いの実現を目指す「岩見沢市地域福祉計画」が完成しました。

少子高齢化や核家族化、人口減少が進む中、障がいのある人もない人も、病気の人も健康な人も、生活に困っている人も子供からお年寄りまで、全ての市民がその人らしく豊かで充実した生活を送ることができるようになるには、市民自身の努力(自助)はもとより、地域に住む人々相互の助け合い(互助)と公的サービス(公助)の連携と充実が不可欠です。

本計画は、自助、互助、公助の連携が円滑に進められるよう、岩見沢市がこれまでに定めた、「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市障がい者福祉計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」などの保健福祉関連計画に基づく施策が、市の各部局及び社会福祉協議会などの福祉諸団体、市民と連携しながら、総合的に進められることを目指す計画です。

このような本計画の意図が、岩見沢市民一人ひとりに理解され、共有されることによって、「福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり」「地域の社会資源を育む環境づくり」「福祉活動への参加が活発な地域づくり」が進み、本計画の基本理念「人もまちも元気で健康に～だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを実現します～」が達成されるよう、市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の作成に参画いただいた、福祉活動の推進に当たっている方々や地域諸団体の方々をはじめとする委員の皆様、アンケートに協力していただいた市民各位、パブリックコメントをお寄せいただいた方々、様々なアドバイスと資料の提供をいただいた市の関係部署の皆様、そして率先して作成作業をリードしていただいた事務局の皆様に厚くお礼申し上げます。

副委員長 佐藤 恵三

昭和27年7月、東京都の小学校に通う知的障害のある子どもの3人の母親が、就学できずにいる親達(当時は、知的障害児に対して就学免除や就学猶予があった)やわが子の将来を心配する親達に、悲しみを克服し、この子らのために新しい未来を切り開きたいという願いから「ともに手をつなぎ合いわが子の幸せを」と「精神薄弱児育成会」(別称、精神薄弱児を守るために「手をつなぐ親の会」)を結成しました。(現在、「全国手をつなぐ育成会連合会」北海道では、昭和30年8月に「北海道精神薄弱児育成会」が結成され、岩見沢市では、昭和35年10月に特殊学級に通う子の親達と担任の先生方が集まり「岩見沢市手をつなぐ育成会」が結成されました。

親達の「わが子が将来に生きるうえでの必要な教育を」「わが子にも人権と幸せを」という願いを実現するために、学習会を開催、他の育成会との活動交流を実施、小・中学校の特別支援学級の活動への支援と助成を行ってきています。

また、義務教育終了後の子ども達の生活の場として、岩見沢市で最初の知的障害者通所事業所の開設、重度の利用者対応の共同作業所を開設しました。(現在、市内には数多くの事業所、作業所がある)その後、両方を統合した多機能事業になっています。

手をつなぐ育成会の60数年に及ぶ活動で、知的障害児の教育を受ける権利(全員就学)を勝ち取り、働く場を広げ、いろいろな生き方を選択できるように少しずつなってきました。しかし、これらは、簡単に手に入れられたわけではなく、権利や制度の拡充のためには、声高らかに主張し、運動を推進していかなければ得られませんでした。

親達の最大の不安や悩みである「親亡き後」については、まだまだ多くの課題が残っています。今でも障害者年金と事業所や共同作業所から得られる工賃(月額1～2万円程度)では帰宅後や余暇で使えるお小遣いはわずかです。また、高齢化してグループホームに入所したり、病気等に罹ったりしたときの費用などを考えると心配になります。

知的障害のある人達が安心して地域生活を継続していくためには、「一生涯にわたる支援の仕組み」が必要です。ところが、「どこ」の「だれ」が「どういう支援」を行なっていくのかという総体的にまだまだ地域資源が不足しています。そして、その資源についても福祉、教育、労働、医療、行政などが一体化して、支援を必要とし、求めている人達に対して十分なサービスが提供できるようにする必要があります。

このようなことから、この岩見沢市地域福祉計画の策定を契機として、より具体的な実施計画につなげ、障害のある人が、障害の程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で、自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域の方々とともに暮らすことが出来るようになることを期待しています。

**有識者
堀 利幸**

今回の計画では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、町会・自治会など市民と連携し、協働して福祉施策の推進に当たることを大切にしています。

私たちの日常は、住んでいる地域で助け合い、支え合って暮らしています。「向こう三軒両隣」という「隣人同志」と、「同じ地域に住む」という「地縁社会」のつながりがベースになります。

身近な地域活動に取り組んでいる町会・自治会に期待しながら、地域の一員として協力していきたいですね。

**岩見沢市社会福祉協議会
会長 高松 孝行**

社会福祉法に規定される地域福祉計画では、そこに住む地域住民が地域実態を共有の上で、目指す福祉水準について合意形成するための行政計画とされています。

しかし、従来の福祉サービスの枠を超えた支援（孤立解消や就労など）等も守備範囲に入ってきており、主体と期待される住民に地域の生活課題を把握し、解決に結び付く「地域力」が求められますが、少子・超高齢社会・人口減少の進行している中で、地域における「担い手不足」という今日的現実をどのように解消していくかが重要課題となっています。

2016年3月の改正社会福祉法並びに一億総活躍社会に向けて取り組みを進めるために社会福祉法人に対する期待として、地域共生社会実現のために地域住民が地域課題を他人ごととせず主体的に解決を試みるために、総合的な人材育成が欠かせません。

その体制づくりにも社会福祉法人が果たす役割が大きいとされていることに注視しなければいけません。

これまで幾度となく社会福祉協議会が地域福祉推進の中核組織として位置づけられ「社協の危機」に遭遇してきましたが、その危機状況を乗り越えて今日に至っています。今後より一層地域福祉の推進主体の社会福祉協議会として、これまで福祉ととらえた範囲での活動でなかったものも、地域をよくしたいと願っている地域住民の活動も柔軟に取り込み活動する考え方、その機会を作り出し、地域課題解決につなげる社協づくりが大切なことで、これまでも増して住民福祉活動と連携・協働する活動の推進、社会貢献の場づくりが求められています。

地域福祉の推進役として社会福祉協議会としては、組織全体での人材育成として、職員体制（専門職・プロパー育成）の構築と人事管理、長期的視野に立った多様な福祉活動を推進するための財源の構築に努めることが重要です。

地域福祉推進の要となる「現場力」を強め高めるために、ボランティア活動に取り組む人々の相談者として、年代的に隙間のないリーダー育成と活動者増強につとめることが求められています。

少子・高齢社会での「支え合い、ともに生きる、住みよい地域づくり」には、その現実を踏まえ、要求する時代感覚から健康体である限り年齢を問わず支援・協力・相談・ボランティアとして参画する市民感覚の育成、市民総参加の地域社会づくりを追及していきたいと思います。

現実社会は、ボランティアサービス利用希望者が増加する中で、ボランティア活動参加者の高齢化と若年層の福祉活動参加者が減少していること、日本社会を支えてきた無償ボランティア活動が難しい経済社会になっていることを踏まえ、次世代を支えるボランティア活動の担い手育成、参加し活動が継続できる社会の仕組みづくりに、行政・社協・市民一体となった取組みが求められています。

**岩見沢市ボランティアセンター
運営委員長 内海 泰子**

ボランティアの担い手の減少は深刻な問題ですが、解決策としては、行政との連携が必須ではないかと思っています。何故なら、今後災害を想定した時に災害ボランティアセンターは、行政単独でも、社協ボランティアセンター単独でも出来ません。

ですから、現在行政へ登録している災害ボランティアの名簿を共有することによって、災害に対しての講習会・研修会は行政・社協ボランティアセンター共同で行い、ボランティアの育成は社協ボランティアセンターで行う。そして、常にボランティアセンターのボランティアとして活動してもらうことによって、ボランティアとしての条件・決まりごとが身につく、資質向上にもつながり、ボランティアとして市外へ出た時にもスムーズな活動が出来るのではないのでしょうか。

市民のみなさん、ボランティアセンターへ一度足を運んでみて下さい。探し物が見つかるかもしれませんよ。

岩見沢市老人クラブ連合会**会長 山本 博光****【地域の老人福祉について】**

現在、各町会・自治会で高齢者の見守りについて、町会・自治会、民生委員・児童委員、各単位老人クラブが、それぞれの団体の目的で動いているが、横の連絡、情報の共有があまりないのではないかと思います。

町内会・自治会の会員の高齢者は全員加入とし、高齢者のつながりの強化により、高齢者が、高齢者を見守る活動を進め、その地域に必要な、高齢者部（老人クラブ）の設置が必要ではないかと思います。

【現在の老人クラブの状況について】

現在、各単位老人クラブの中で、役員のなり手不足や、65歳～75歳の若い会員不足から、会員数の激減が続き、毎年311人、6年で1,867人と1/4が減りました。

また、80歳以上と80歳未満がそれぞれ50%で減少は加速状況であります。

このような状況から、高齢者であっても本来の地域に貢献し、必要とされる目的に向かって行けないクラブが散見されるようになり、今から早く対策が必要と考えます。

その対策の一つが、各町会・自治会に組み入れていただき、地域の老人福祉の一翼を担う役割を持たせてもらうことが必要ではないかと思います。

【地域での役割】

1. 高齢者の孤立の防止：高齢者の話し相手には高齢者が最適

2. 一人暮らしの見守り：会員同志顔なじみで最適

3. 除雪の手伝い

4. 健康の相談（病院談義）

※これらのことは老人クラブも取り組んでおりますが、会員に限られております。

以上、これらは各々の関係団体のみでの取組みは難しいため、市が地域福祉及び老人福祉という大きな枠組みで仲介する必要があると考えています。

岩見沢市民生委員児童委員協議会**会長 梅田 絹子**

民生委員は、地域住民が安心して、できる限り地域で生活を営む事が出来るよう地域福祉の増進に努めております。

住民のもっとも身近な相談者として、それぞれの担当区域において、住民の生活上の相談に応じ、行政・関係機関への「つなぎ役」として支援活動を行っております。まだまだ、地域に民生委員の存在が周知されていないことを、よく耳にしますので、今後、民生委員の存在・活動内容のPRに努めたいと思います。

また、民生委員は、昭和23年に児童福祉法が施行されたことにともない、自動的に児童委員を兼ねることになっております。最近の児童問題は、複雑多様化の傾向にあり、地域に根ざした活動ができる、児童委員に対して期待もされております。児童委員は、民生委員よりも住民に周知されてないように感じております。

岩見沢市民生委員児童委員協議会では、子育て支援として、15ヶ所の会場にて親子広場（0歳から3歳までの親子）を開催、主任児童をはじめとし、児童委員・保健推進員・地域ボランティアが協力し合い、地域ぐるみで子育て支援活動を実施しております。

これから地域福祉の増進のために、支援を必要とする人々を、地域住民とともに支え合い、いつまでも安心して住み続けられる地域づくりを推進して参りたいと思っております。

岩見沢市町会連合会**副会長 石合 義則**

本計画が「福祉政策」の更なる効率化につながることを期待します。

「自分の身は自分で守る」という原点がややもすると「他力本願」になっているのが、一般的な傾向。

自分だけは大丈夫と楽観的になっています（願っているだけ）。

これは当地区（市）幸いにして大きな災害等がないことも一因しています。

少子高齢社会到来は何十年前から、言われておりました。私自身、大した意識もせず今日に至っています。

原点を各人が本気で認識して頂ければ「地域福祉」の諸問題解決の原動力になります。

岩見沢市保健推進会 理事 鎌田 清美

保健推進の長期の目標として、「保健推進委員の活動により、健康に関する意識が高まる地域が増えること」とあります。

地域の活動を推進する中で、色々な視点から支援を必要とする軽度の高齢者や単身世帯等が急増していますが、残念なことに各地域での保健推進委員の活動の認知度が低く、活動に地域の差が感じられます。

地域に住む方々の人間関係の希薄さを改善することが、健康を改善することになると考えます。

見えない一人ひとりの思いをつなげる対話ができる場所の必要性が、ソーシャルキャピタルを高めていけるのではないかと思います。

健康と福祉を高める市民会議 委員長 中村 尚武

健康と福祉を高める市民会議は、市民の福祉を考える会として、平成6年に発足し、以後福祉だけでなく、健康な市民の育成を考え、発足時の会名の前に「健康」を付け、現在の会名となりました。

本会の年間行事は大別して、ウォーキングとセミナーであり、市民の健康維持・増進や食の改善等を目標として、ウォーキングの集いは平成14年より毎年6月に実施し、年1回のウォーキングが即、健康維持に効果があるのでなく、皆さんで語らいながら、多少の辛さを耐え、緑多い大自然の中で心地よい汗を流したあの爽快感を心に残し、日常生活の中で、極自然に取り入れ、健康な体の育成に役立てていただくことが、最大の目的で、今後も実施を継続していく予定です。

セミナーは、平成7年より開催し、毎回著名な方々を講師としてお招きし、毎年10月頃に実施していますが、市民一人ひとりの意識の中に健康や社会生活の重要性を幅広く身につけていただき、健康で住み良い生活環境の構築を目的に健康づくりや生きがい、自分自身のストレスコントロール、病気に対する知識や注意、食物の重要性、人との支え合い、優しいコミュニケーション、等々、数多くの講演を実施してきましたが、一人として同じでない、性格、生い立ち、生活環境、考え方の違い、の人々が住む社会で、事故や事件もなく、安全・安心に暮らせる、人間関係の大切さと福祉という言葉の奥深さを痛感しつつも、今後も、委員一同一丸となり、市民のためになる事業の開発と発展に努めて参ります。

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議 代表 東海林 公子

この度、策定委員会に参加することで「地域福祉」に対する考えが大きく変わりました。

従来より、「福祉」は高齢者、障がい者、子どもなど、困っている人に対する支援という考えを強く持っていました。

今回、委員の方々の意見を拝聴することにより、福祉は特定な人を対象とするのではなく、地域で生活している人、一人ひとりが持てる力を出し合って、支え合うことで、みんなが明るく生きていける福祉社会が築けるのだということ学ぶ機会になりました。

今までの狭い捉え方から脱却し、もう一度、この地域福祉計画を見直してみますと、「福祉」の考え方が網羅されていて、素晴らしい計画だと思います。

この計画に沿って、行政、地域の方々が力を合わせて進めることにより、「住みよいまち」の実現につながると確信しております。

**岩見沢市生活サポートセンター
センター長 湯澤 真吾**

岩見沢市生活サポートセンターりんくには、生活・就労・家族関係や引きこもりの相談など、様々な相談が寄せられ、課題を複数抱えている方も多いです。また、ご自身では気がつかない問題なども誘発しており、問題が起こった時点で相談につながれば、それほど複雑でないことも、時間が経過することで複雑かつ課題解決が深刻化しているのが現状です。

困りごとの原因は、もしかするとその方自身の問題かも知れませんが、起こってしまった困りごとは残念ながら、その方自身や家族だけでは解決が難しいことが多いです。ありきたりではありますが、ほんの少しだけ、ご近所に気を配り、困っている人がいれば、声をかけ相談にいくようすすめてみていただければと思います。どれほど素晴らしい計画や取り組みも、「ほんの少しだけ、ご近所のことを気にかける」ことにはかないません。より暮らしやすい岩見沢を私ども含め一緒に作っていただければと思います。

**岩見沢商工会議所
副会頭 北市 宗三**

これらの計画を推進するには、しっかりとした経済基盤が必要であり、企業も、育児や介護休業のあり方も含めて、働き方改革を求められているように考えます。

しかし、これらのことは、企業単独ではなかなかできず、社会全体で、しっかり構築しなければと考えます。

もう1点は、今回の計画の実行には、ある程度安定した財源が必要であり、これらの社会保障の重点化・効率化をしっかりと図っていただきサステナブルな形で、是非とも進めていただきたいと思います。

**岩見沢市校長会
会長 土田 雅満**

この度、岩見沢市の地域福祉推進のための「青写真」ができあがりました。これを推進していくのは、市民、事業者、行政であります。市内15の小学校、10の中学校、そして市立緑陵高校の校長からなる岩見沢市校長会としては、「未来のよき岩見沢市民」を広く社会に排出する使命を自覚し、本計画案を踏まえた福祉教育等の充実を図って参ります。

とりわけ、市民が相互に「助け合い、支え合う」ためには、生命尊重・人権尊重の精神や思いやりの心、さらには自分と相手との違いを認め、共に知恵を出し合い課題を解決していく資質・能力の育成が欠かせません。一人ひとりに備わっている命の輝きに目を向けながら、「多様性」を地域の財産として受け止め、「共に生きていく」決意を固める児童生徒の育成をもって、本計画の基本理念の実現に貢献して参りたいと思います。

公募委員
橋本 啓子

岩見沢も他の市町村と同じく少子高齢化が進む中、行政の取組案を掲げ、住民の差・意識の差を改め、近所付き合いが命を守ると言われますが、地域差もあり、昔のままのとらまえかたではなかなか難しいのが現実かと思います。

それぞれの所属団体の取組み案が出来上がり、今後定期的に「計画→実施→検証→改善」をすることで、誰しもが「住みやすい街」と市民が感じるようになることと思います。

その為には、行政だけの取組みだけでは限界もあると思います。市民一人ひとりが他人ごとと捉えるのではなく、積極的に福祉活動への参加が必要と感じます。

「皆さんが今できる小さなことから始めてみる」ことで、岩見沢に住んで良かったと思える街につながると願っている一人です。

公募委員
佐藤 昌子

一般的に「福祉」というと、生活上さまざまな困難を抱えておられる方々に対する「公的支援」というイメージが強いのではないのでしょうか。しかし、本来「福祉」とは、「幸せ」や「豊かさ」を意味することばだそうです。従って、「地域福祉」がめざすところも、特定の人だけのものではなく、地域で暮らす、すべての人々にとって、幸せにつながるものでなければならないでしょう。

では、「地域福祉」を充実させるためにはどうすればよいのでしょうか。勿論、支援が必要な方々への公的支援や、福祉サービスの充実は不可欠ですが、我々市民にも福祉の担い手として、できることや役割があるようです。例えば、積極的に福祉に関わるボランティアに参加することも一つです。しかし、誰もがすぐに参加できるとは限りません。その時はどうすればよいのでしょうか。まずは、一人ひとりが「地域福祉」に関心を持つこと。そして、小さなことからできることを、一つずつ行動に移していくことだと思います。

日々の生活は流動的です。したがって、我々も福祉の「支え手側」だけではなく、「受け手側」になる可能性も持っています。「困ったときはお互い様」の気持ちで、地域の人たちが助け合いながら、よりよい「地域福祉」の実現を目指していきたいものです。

最後に、今回策定された「岩見沢市地域福祉計画」をもとに、市・関連機関・我々市民が連携し、一つでも多くの具体的な事業が実施され、岩見沢市が、「すべての人々が笑顔でいきいき幸せな日々を過ごせるまち」になることを願います。

公募委員
高岡 いづみ

暮らしやすい、地域社会の実現には、地域福祉計画の実効性にあると思います。これまでも充実した福祉政策であると思いますが、福祉サービスを必要としている人にはサポートがより確実に届くように、またサポートを出来る人にはその機会を作りやすくするなど、よろず屋的な窓口があると市民にとって利用しやすい、福祉をより身近に感じられるようになるのではないかと思いますのですが…。

市民アンケート等からの地域課題に取り組み、地域福祉計画の最終章にある「PDCAサイクル」を確実に機能させることで、より充実した地域福祉につなげられるのではと思います。

平成 28 年 5 月 25 日市長決定

岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議設置要綱

(設置)

第 1 条 岩見沢市地域福祉計画の円滑な推進及び調整等を図るため、岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連携会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩見沢市地域福祉計画の推進及び調整に関すること
- (2) 岩見沢市地域福祉計画の策定及び見直しに関すること
- (3) その他地域福祉の推進に関すること

(組織)

第 3 条 連携会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長、副委員長は健康福祉推進担当次長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は必要に応じて、別表に掲げる職にある者以外を委員とすることができる。

(会議)

第 4 条 連携会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、各分野の有識者等の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 連携会議の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(別表) 岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議構成委員

◎は委員長 ○は副委員長

部署	職名
総務部	市民連携室長
	男女共同参画担当主幹
	防災対策室長
企画財政部	企画室長
健康福祉部	◎健康福祉部長
	○健康福祉推進担当次長
	健康づくり推進担当次長
	福祉課長
	高齢介護課長
	地域包括支援センター長
	健康づくり推進課長
	国保医療助成課長
	保護課長
経済部	商工労政課長
建設部	都市計画課長
北村支所	保健福祉課長
栗沢支所	保健福祉課長
教育委員会	指導室長
	子ども課長

(※組織機構編成順に表示)

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の 在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）

平成 14 年 1 月 28 日
社会保障審議会福祉部会

はじめに ー地域福祉推進の背景と必要性ー

（省略）

地域福祉推進の理念

（省略）

地域福祉推進の基本目標

（省略）

市町村地域福祉計画

（１）計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項の３つが掲げられており、それを踏まえないければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら３つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

① 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

○ 地域における福祉サービスの目標の提示

- ・ 地域の生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検
- ・ 福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定

なお、数値目標については、計画の内容を分かりやすくするとともに、その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を

掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい。

○ 目標達成のための戦略

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保

イ 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応

- ・ 孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者などの活動、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

○ 利用者の権利擁護

地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○ 複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

○ 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援

- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援

- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

○ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・ 地域住民、サービス利用者の自立

- ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めること
による主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催
- 地域福祉を推進する人材の養成
 - ・ 地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の
発揮

④ その他

- その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項
 - ・ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(2) 計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、
児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・
保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があ
る。
そのため、行政全体での取り組みが不可欠であり、関係部局が一堂に
会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員によ
る地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも
有効な手法の一つと考えられる。
- また、市町村が福祉事務所、保健所、市町村保健センター等を設置し
ている場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積
極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師など
の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うこと
が望まれる。
- なお、地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であ
るが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。
このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに
加えて、小地域ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役
割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見い出し、住民等に
対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。

② 地域福祉計画策定委員会

- 地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域
福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、
民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画

策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

- 地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域の生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。
- また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。
- なお、具体的な地域福祉計画策定は、平成15年4月の社会福祉法の地域福祉計画条項施行以降、こうした準備が整った市町村から速やかに行われるのが適当である。このため、地域福祉計画策定委員会は14年度の早期に発足することが望ましい。

③ 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、平成14年度中においては、都道府県が示す地域福祉計画策定ガイドラインを勘案し都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

④ 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

⑤ 地域福祉計画策定の手順

- 地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見出し、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず住民等に伝えることが重要

である。

- 住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネットやケーブルテレビなどの多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に気を配る必要がある。
- こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、要支援者と他の住民等との交流会に参加したりすることにより、地域社会の生活課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。
- このような住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして住民等が、地域社会におけるより多くの生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。

⑥ 市区町村社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

⑦ 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は児童、障害者、高齢者まで幅広い社会福祉の専門機能を有している。今後も各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。このため、社会福祉法人は計画策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

⑧ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員については、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

⑨ 地域福祉圏域及び福祉区の設定

○ 地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本である。ただし、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等にかんがみ必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

○ また、地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要がある。

具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することは差し支えないこととするべきである。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

○ 人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、管内を複数に分割する（例えば、政令指定都市における区単位）など、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい。また、人口、地理的条件、交通等を総合的に検討する必要があるが、地域住民の生活に密着し、また、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉区」として、住民参加の体制を検討していくことも考えられる。

⑩ 計画期間及び公表等

○ 地域福祉計画の計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

○ 市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

また、この計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパ

ーソンなどの外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

- 計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。

⑪ 他の計画との関係

○ 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

現状では、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらとの整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、市町村及び都道府県のそれぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った地域福祉計画を導入する必要がある。

さらに、障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて連携を図りつつ策定されることが望まれる。

○ 法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されることが適当である。

○ 法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加を始めとして地域福祉計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

○ 既存地域福祉計画との関係

市町村において「地域福祉計画」等の名称を付した計画が既に策定されている場合には、その計画が法定の地域福祉計画において定めるべき事項が盛り込まれており、かつ、それに準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の計画をもって社会福祉法にいう地

域福祉計画とすることができるものとするのが適当である。

⑫ その他

- これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。
- 地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり停滞することのないように配慮すべきである。

都道府県地域福祉支援計画

(以下、省略)

岩見沢市地域福祉計画

平成29年3月

編集・発行

(令和4年3月 一部修正)

岩見沢市健康福祉部福祉課

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

Tel.0126-23-4111 (代表)